

第2期

おおむら支え合いプラン (中間見直し版)

・大村市地域福祉計画 ・大村市地域福祉活動計画



向こう三軒両どなり
みんなつながり支え合い
いきいき安心おおむらづくり

令和8年3月
大 村 市
大村市社会福祉協議会

目 次

第 1 章	中間見直しの考え方	1
1	中間見直しの概要	
2	計画の位置づけと関連計画	
3	計画の期間	
第 2 章	本市の現状と将来の人口	3
第 3 章	取組の評価と課題	9
	基本目標Ⅰ ふれあいを大切に作る地域づくり	
	基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる地域づくり	
	基本目標Ⅲ 丸ごと受け止め解決につなげる体制づくり	
第 4 章	目標指標の変更及び基本施策の見直し	46
第 5 章	資料編	53

第1章 中間見直しの考え方

1 中間見直しの概要

令和3年3月に策定した第2期おおむら支え合いプラン（大村市地域福祉計画・大村市地域福祉活動計画）（以下「本計画」という。）は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とし、様々な施策に取り組んできました。

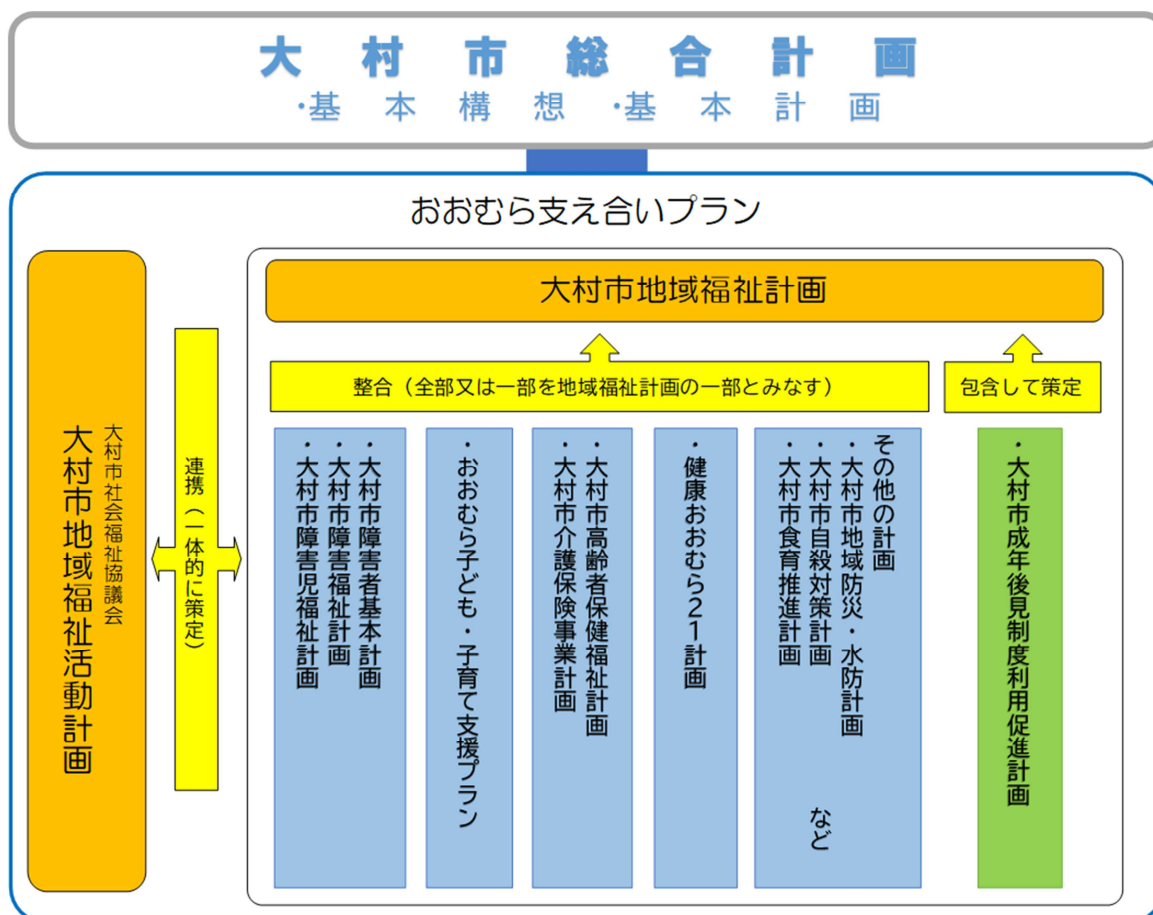
この度、本計画の策定から5年目を迎え、これまでの取組の評価を行い、社会情勢の変化や取組内容の状況を踏まえ、本計画の見直しを行うこととしました。

具体的には、引き続き「向こう三軒両どなり みんなつながり支え合い いきいき安心おおむらづくり」を基本理念として、本計画の策定時に定めた「第4章 地域福祉を進めるための取組」について、見直しを行うものです。

2 計画の位置づけと関連計画

大村市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する計画です。「大村市総合計画」を上位計画として位置づけ、本市の他の個別計画と整合性を図り、共通して取り組むべき事項を整理して策定しています。

なお、大村市社会福祉協議会との協働により、地域福祉を実践するためのアクションプランである「大村市地域福祉活動計画」と一体的に「おおむら支え合いプラン」として策定しています。



3 計画の期間

本計画の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間であり、各関連計画の計画期間は以下のとおりです。

(計画の期間)

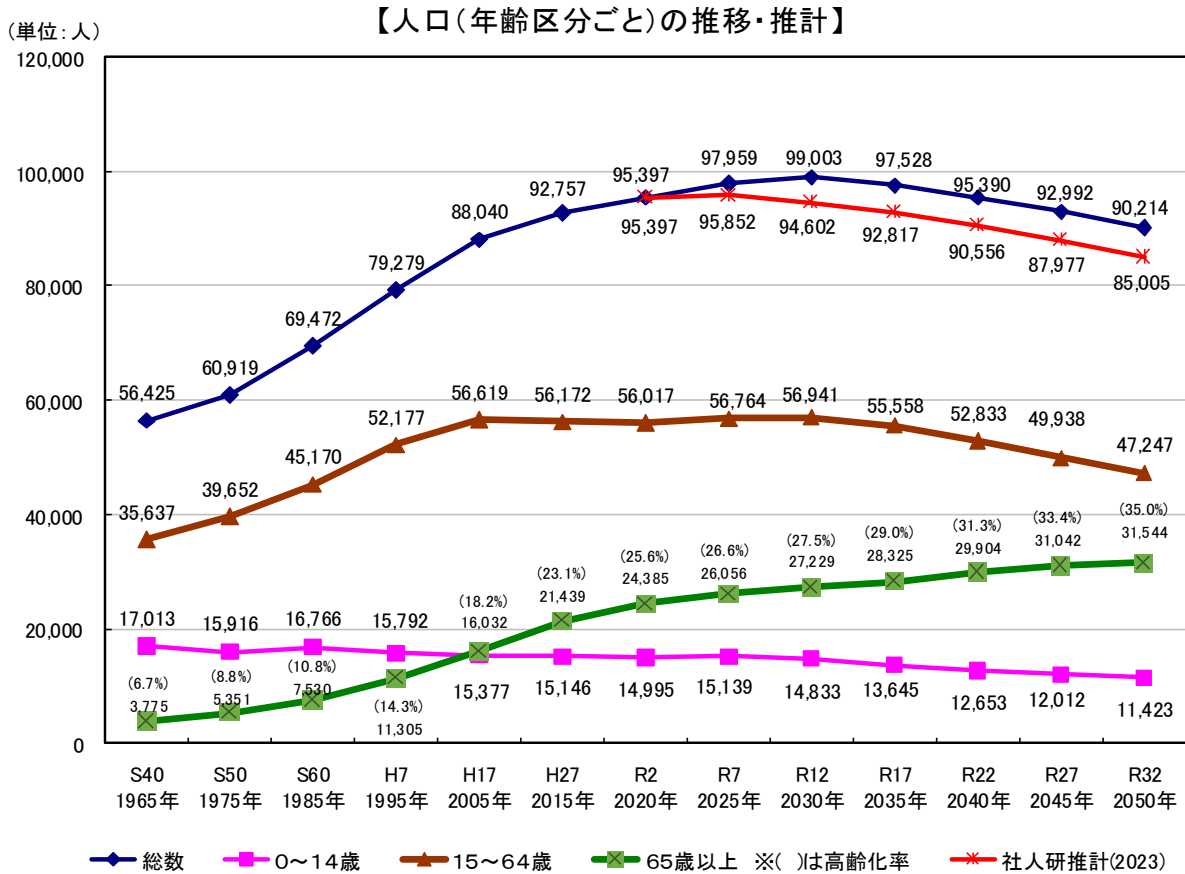


※成年後見制度利用促進計画は、第2期おおむら支え合いプランに包含して策定しています。

第2章 本市の現状と将来の人口

(1) 人口の推移

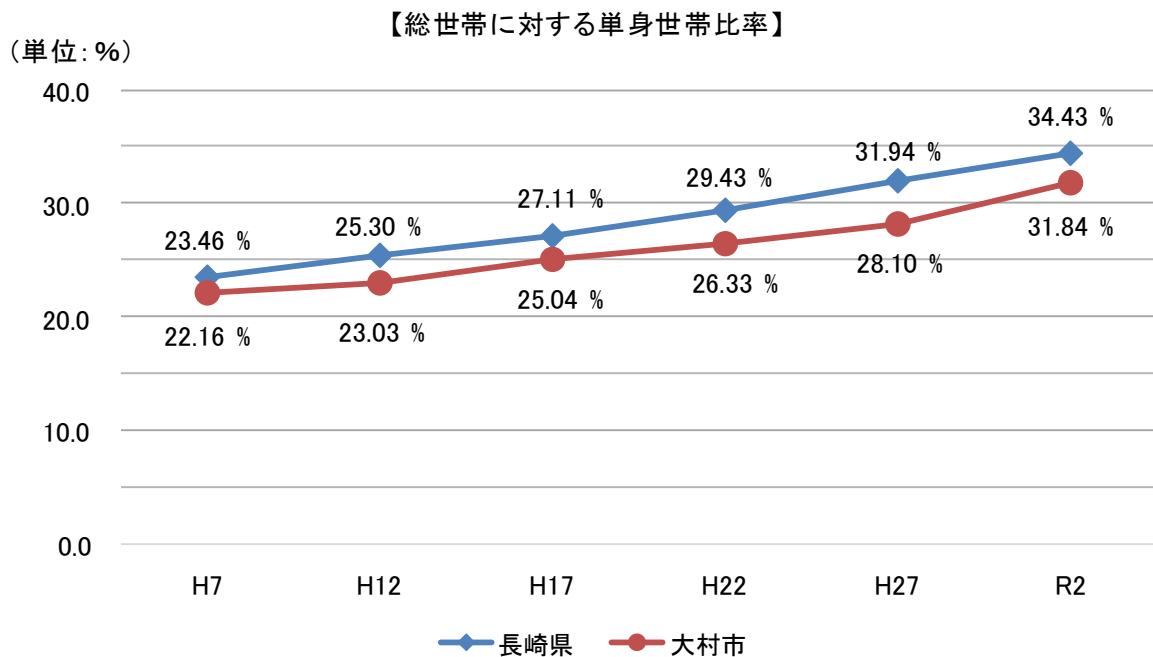
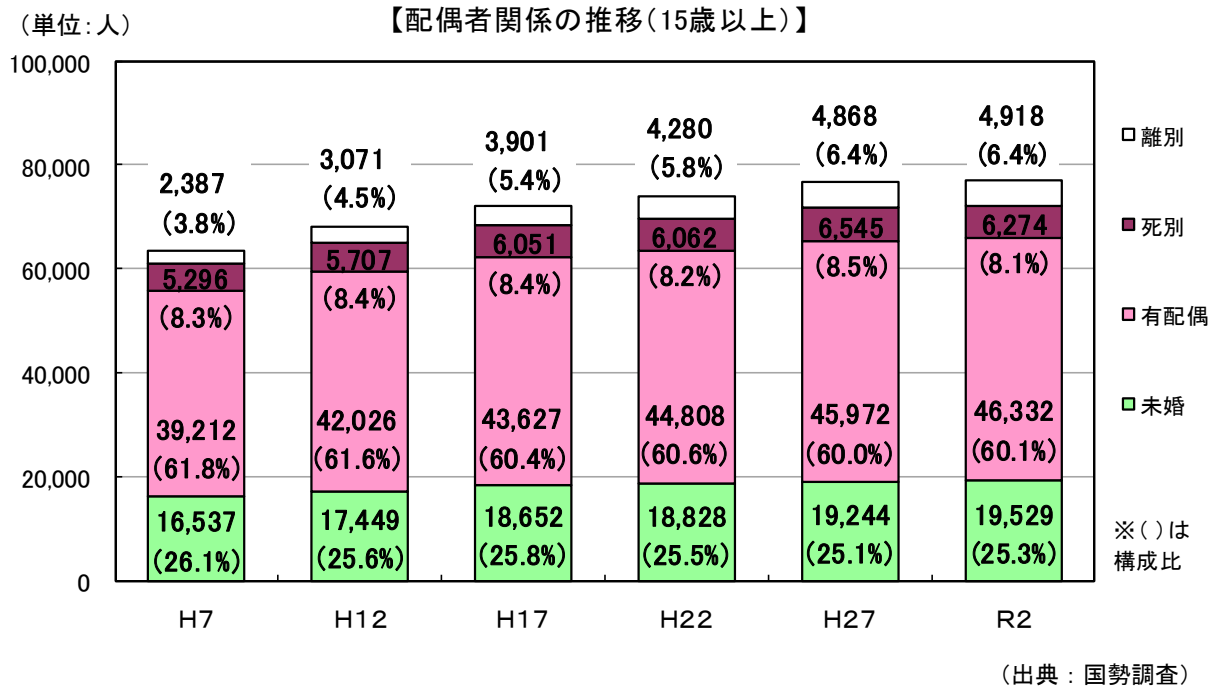
☑人口は増加を続けていますが、少子高齢化が進行し、将来的には人口減少へ転じると予測しています。



(出典: 大村市内部資料(国調ベース)、国立社会保障・人口問題研究所推計)

(2) 配偶者関係、単身世帯の推移

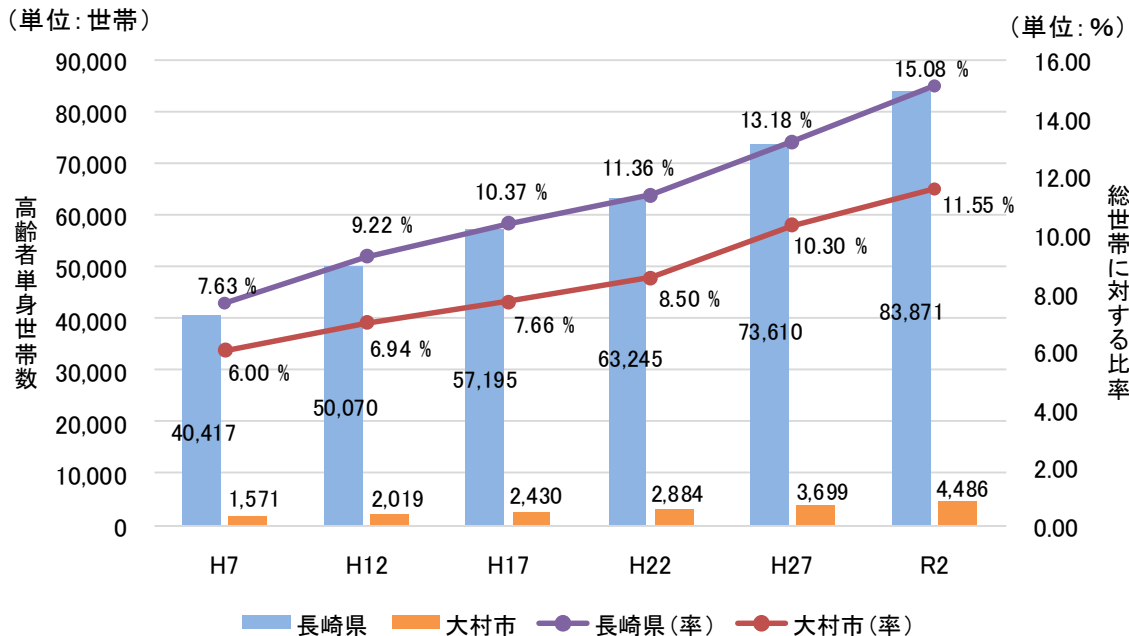
既婚者の比率は近年横ばいですが、単身世帯の比率は増加傾向にあります。



(3) 高齢者世帯の推移

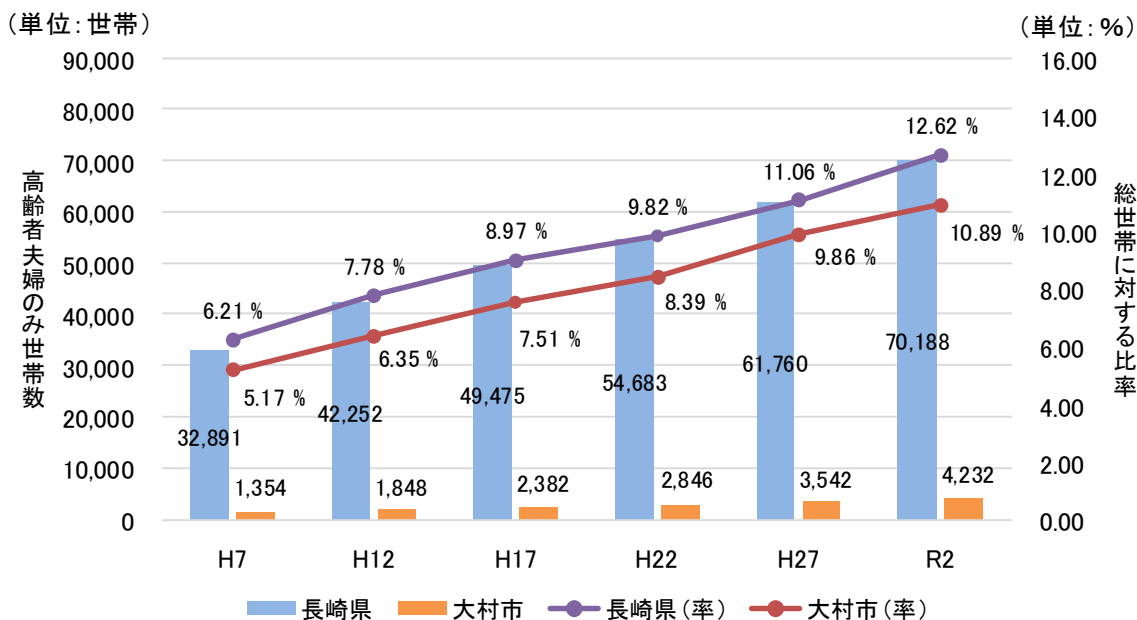
核家族化や高齢化の進行により、高齢者のみの世帯が増加を続けています。

【高齢者単身世帯数・総世帯に対する比率の推移】



(出典：国勢調査)

【高齢者夫婦のみ世帯数・総世帯に対する比率の推移】

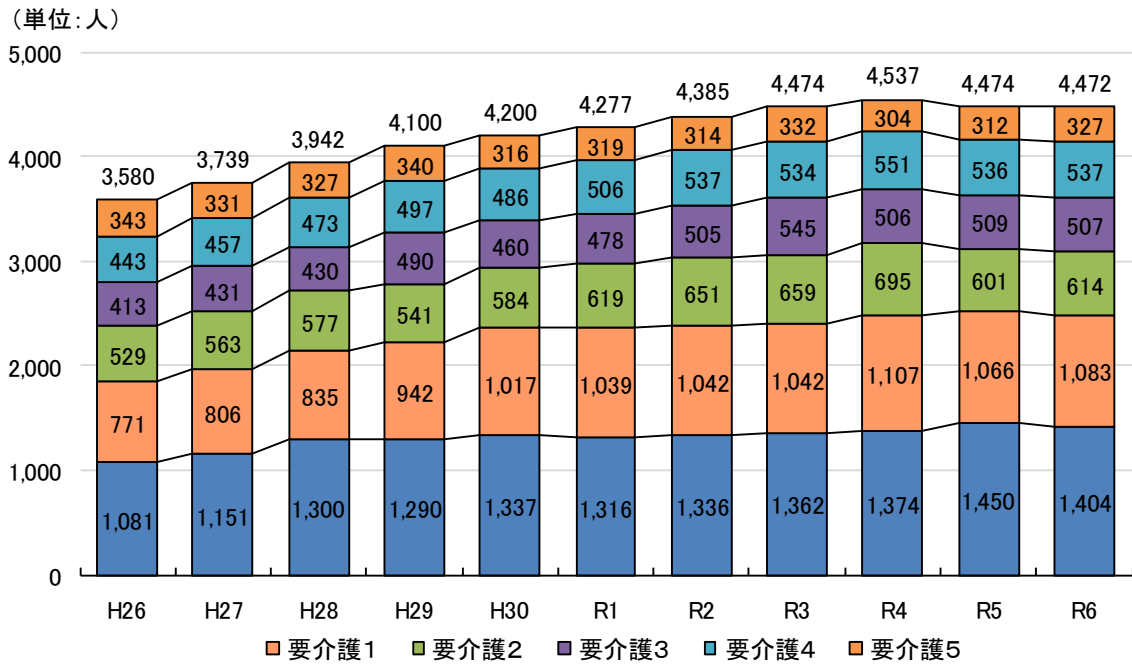


(出典：国勢調査)

(4) 要介護認定者の推移

要介護認定を受ける人は増加していましたが、近年は横ばいになっています。

【介護度別認定者数の推移】

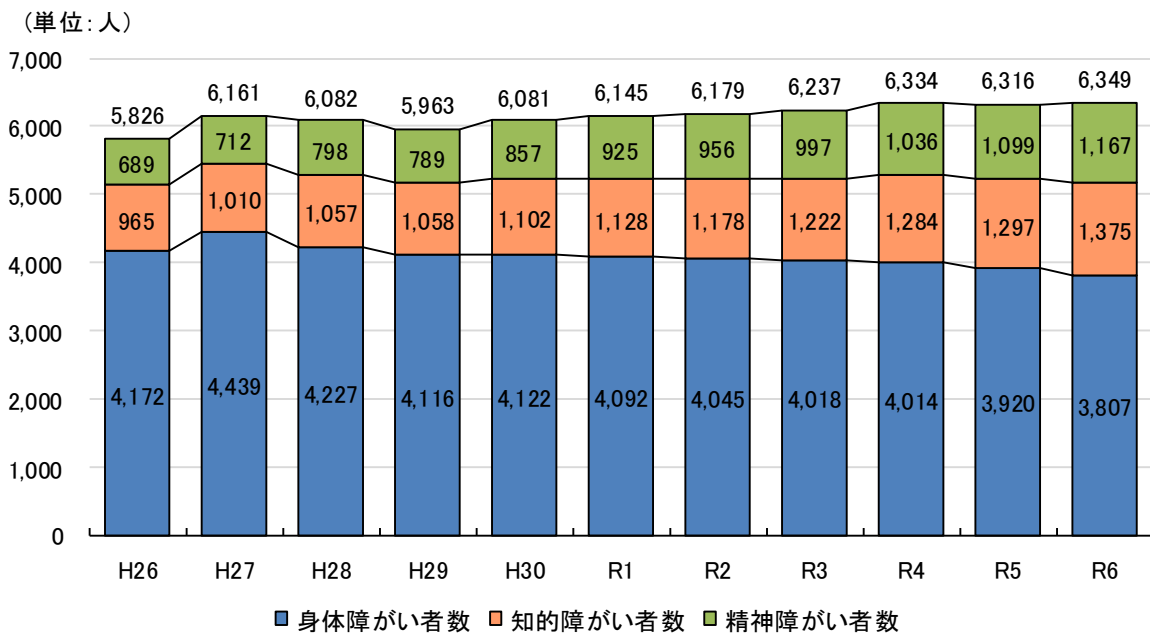


(出典: 大村市内部資料)

(5) 障がい者の推移

障がいのある人は横ばいから微増傾向にあります。

【障がい別手帳所有者数の推移】



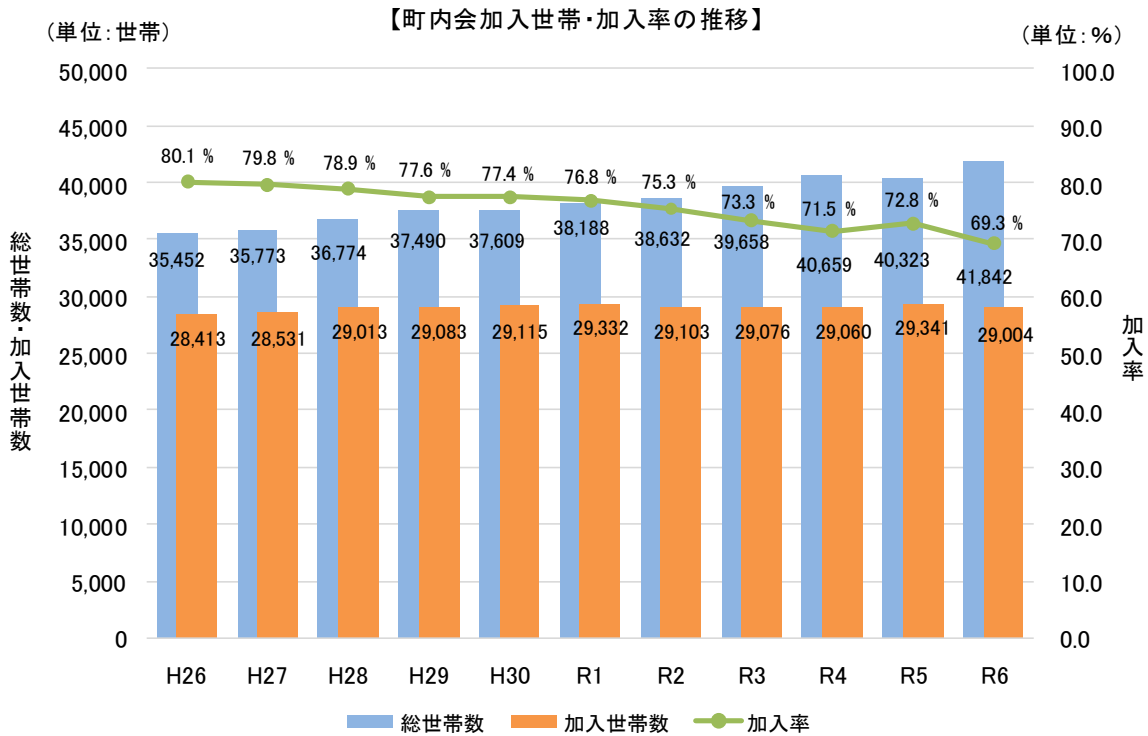
(出典: 大村市内部資料)

第2章

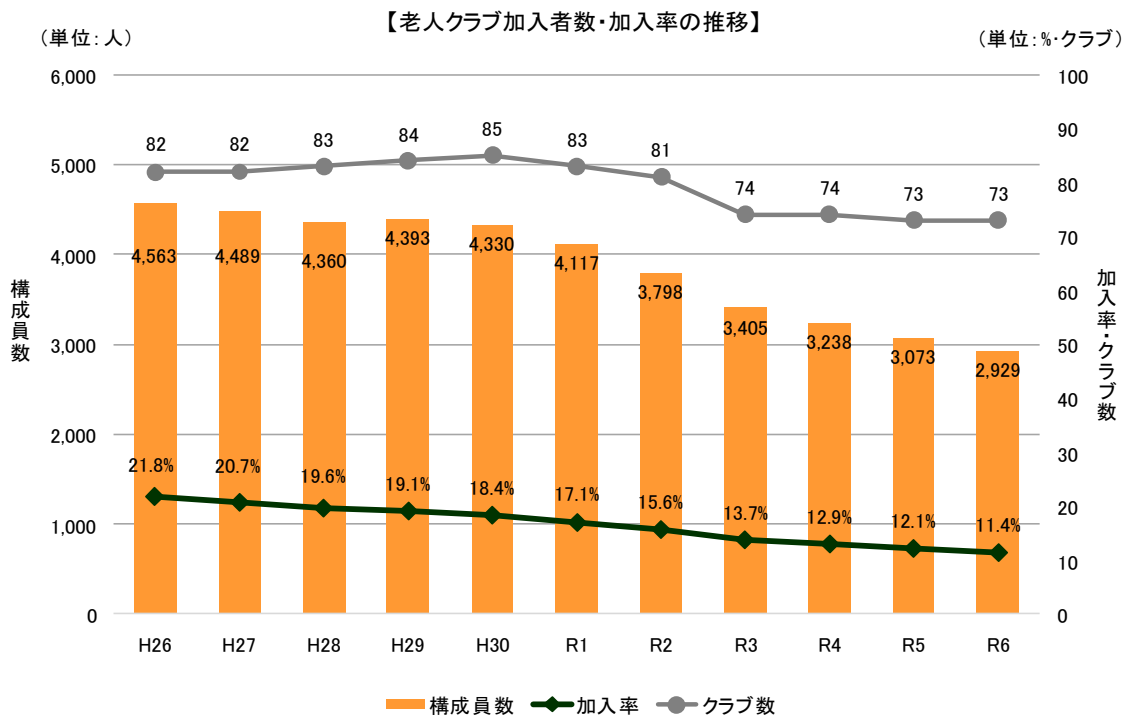
本市の現状と将来の人口

(6) 地域活動組織の推移

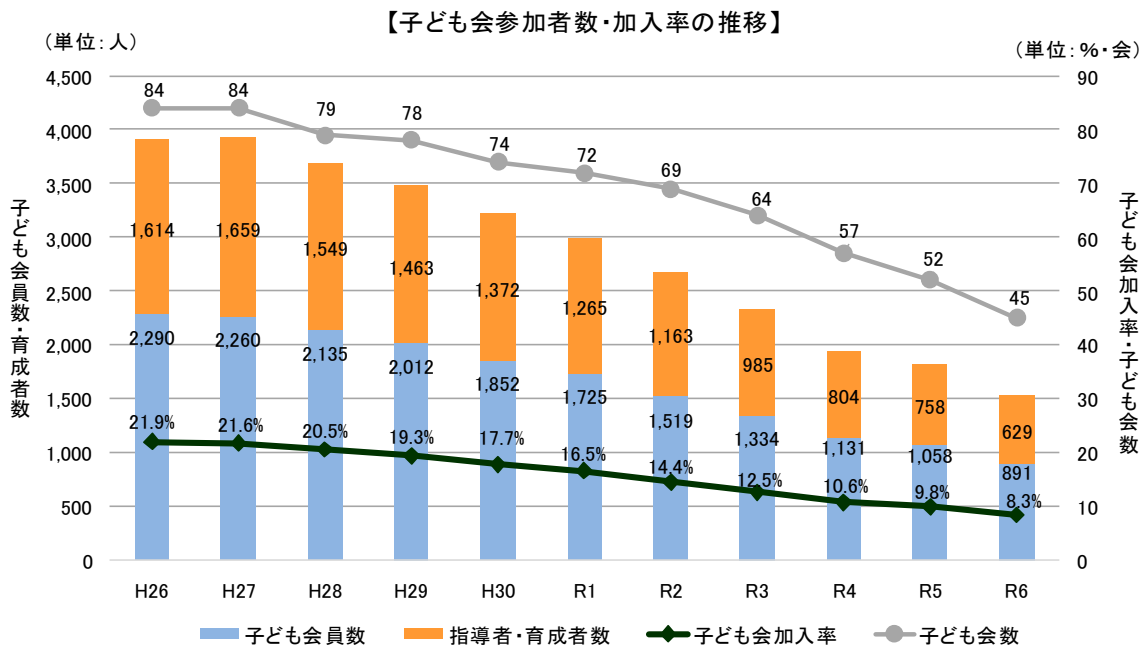
町内会等の加入率は減少が続いています。



(出典：大村市内部資料)



(出典：大村市内部資料)



(出典：大村市内部資料)

第3章 取組の評価と課題

本計画では、基本理念に基づき地域福祉を推進するため、3つの基本目標とそれを達成するために必要な12の基本施策を定めています。

今回の中間見直しに当たり、各基本目標ごとに設定した目標指標の検証を行うとともに、各基本施策の令和3年度から令和6年度までの取組又は事業の主な実績と評価及び課題並びに今後の方向性の整理を行いました。

基本目標Ⅰ

ふれあいを大切にする
地域づくり

基本施策1 地域福祉の意識を広げる環境づくり

基本施策2 声を掛け・見守る地域づくりの推進

基本施策3 地域福祉の担い手の確保・育成

基本施策4 地域活動の充実

基本目標Ⅱ

誰もが安心して暮らせる
地域づくり

基本施策5 地域の防災体制づくりの推進

基本施策6 地域の防犯・安全体制づくりの推進

基本施策7 地域における健康づくりの推進

基本施策8 いきいきとした地域づくりの推進

基本目標Ⅲ

丸ごと受け止め解決に
つなげる体制づくり

基本施策9 相談支援体制の充実

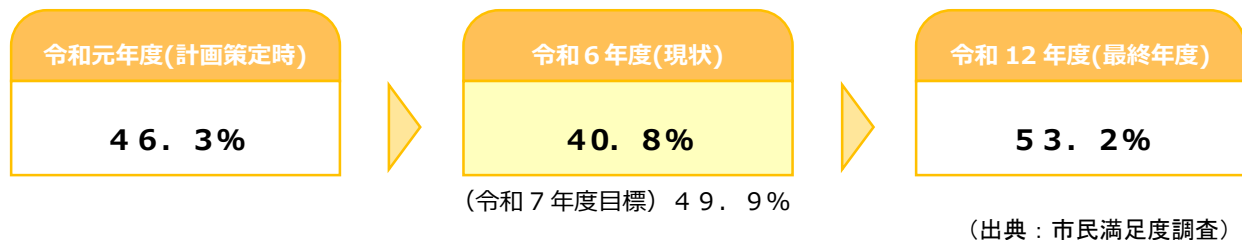
基本施策10 福祉サービスの適正な利用の確保

基本施策11 生活困窮者自立支援対策の推進

基本施策12 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画）

基本目標Ⅰ ふれあいを大切にする地域づくり

目標指標 地域との交流やつながりがあると感じる人の割合



【検証結果】

コロナ禍による社会の変化や、第2章の「(2) 配偶者関係、単身世帯の推移」及び「(6) 地域活動組織の推移」から見て取れるように、単身世帯が増加していること及び町内会、子ども会、老人クラブ等の加入率が低下していることが地域との交流やつながりを感じる機会が減少している要因の一つと思われます。

今後とも、町内会、子ども会、老人クラブ等の加入促進への取組をはじめとする本計画に記載の各基本施策における取組を推進することにより割合の向上を図ります。



基本施策 1

地域福祉の意識を広げる環境づくり

①啓発・広報活動の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要
広報おおむらを活用した福祉の広報活動	広報おおむらへ福祉に関する記事を掲載し、意識の啓発を行います。
インターネットを活用した福祉の広報活動	SNSやスマートフォンアプリなどを活用し、福祉に関する広報活動を行います。
〇〇週間等の周知	障害者週間や世界アルツハイマーデーなどの福祉関係の啓発期間に併せて、広報おおむらへの特集記事掲載や大村公園等のライトアップによる啓発活動を行います。
障がい者福祉関連イベントによる啓発	様々なテーマで障がいに関する研修会などを開催し、障がいのあるなしに関わらず幅広い住民に対し、障がいについての啓発を行います。
おおむら支え合いプランの周知	広報おおむらやホームページへの掲載、公共施設への閲覧用冊子の設置など、おおむら支え合いプランの周知を図ります。
社協だより等を活用した啓発活動	社協が作成する広報紙等を活用し、啓発活動を行います。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

福祉に関する内容の広報おおむらへの定期的な掲載、ホームページ、SNS、社協だより等を活用した広報活動に継続して取り組んでおり、令和6年3月からは新たにスマートフォンアプリ「おむすび。」による広報活動も行っています。

また、「障がい」というキーワードのもと、毎年テーマを変え、イベント、講演会等を開催し、障がいについての啓発を図るとともに、世界アルツハイマーデーや世界自閉症啓発デーなどの世界的又は全国的な啓発イベントに併せて、広報紙、パネル展示、ホームページ、SNSによる広報、大村公園等のライトアップを行うなど、啓発・広報活動を図っています。

○評価及び課題

各種イベント等の開催のほか、市や社会福祉協議会の広報紙、インターネットを活用した啓発・広報活動に積極的に取り組んでいますが、効果的なテーマの選定、情報の見やすさや伝わりやすさの工夫及びターゲットに応じた情報発信手段の在り方の検討を行っていく必要があります。

○今後の方向性

引き続き、啓発・広報活動に取り組むとともに、効果的なテーマの選定、情報の伝え方の工夫、ターゲットに応じた情報発信手段の在り方等を検討します。



▼手話の出前講座の開催



▼社協だより「かけはし」

②福祉教育の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要
障がい者団体と小学生の交流学習	小学校や特別支援学校で、障がい者と児童による「花植え交流会」を実施し、ふれあいの場を作ります。
子育て支援センター活動事業	地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する講座の企画及び開催を行います。
学校等における福祉教育	市内の学校等に出向き、車いす体験や高齢者疑似体験学習、福祉講話等の福祉学習を行います。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

小・中・高校において、身体障がい者、視覚障がい者、高齢者等の当事者体験や福祉講話等の福祉教育、障がい者との交流学習等の取組を実施しています。

また、子育て及び子育て支援に関する講座等を開催して、子育てストレスの軽減や育児不安の解消を図り、子どもの健やかな育ちを支援しています。

○評価及び課題

小・中・高校生への福祉教育について、学校等からの要望や他団体の取組事例等を踏まえて適宜見直しを続けてきたことにより、依頼件数の増加につながっています。一方で、地域の施設、団体等が福祉教育に関わる機会が少なく、学校との取組に留まっています。

○今後の方向性

引き続き、福祉教育に取り組むとともに、地域の各種団体が積極的に福祉教育に関わる環境づくりに努めます。また、子育て及び子育て支援について、ホームページやSNSでの周知の仕方を工夫していきます。

③分野を越えてふれあう機会の取組

【主な取組】

取組又は事業	概要
複合的な福祉関連イベントの実施	健康・福祉まつりなどにおいて、福祉の関係団体等と連携し複合的なイベントを行います。
農福連携マルシェの実施	農業と福祉のコラボイベント「農福連携マルシェ」を実施し、障がい者にとっての職域拡大や働くことによる収入増、農業の担い手不足解消につなげます。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

健康・福祉まつりは、高齢化社会に応じた市民の健康づくりや福祉への意識の高揚を図り、市民総参加の健康で生きがいのあるまちづくりを目指していくことを目的として開催しています。

令和6年6月に「大村ノウフクネットワーク」を設立し、同年10月に、これまでに取り組んできた農福連携のパネル展を開催しています。また、福祉事業所主催によるマルシェが同時に開催されています。

○評価及び課題

健康・福祉まつりは、コロナ禍前と比較すると来場者、参加団体ともに減少してきており、来場者数及び参加団体数の増加に向けた検討が必要です。

○今後の方向性

健康・福祉まつりについては、さらなる来場者数及び参加団体数の増加を目指し、健康・福祉のまちづくりをテーマとして、市民が気軽に参加、体験できる保健・医療・教育・福祉・介護・食育推進といった分野のコーナーや、バザー、健康チェック・体験型コーナーの設置等による総合的なまつりの開催に取り組み、市民が健康・福祉にふれあう機会を増やします。

農福連携に関する取組については、「大村ノウフクネットワーク」の活動により、農業の担い手不足の解消、障がい者施設の工賃向上等、双方の課題解決につなげます。

基本施策2

声を掛け・見守る地域づくりの推進

①子ども・高齢者・障がい者への見守りと支援

【主な取組】

取組又は事業	概要
赤ちゃん訪問事業	全ての誕生児の家庭を生後4か月までに訪問し、適切な保健指導や子育ての情報提供を行います。
認知症高齢者見守り事業	高齢者等見守りネットワーク協議会を開催し、高齢者等の見守り支援を行うためのネットワーク構築を図ります。また、認知症による徘徊行動のある高齢者向けにGPSの貸与を行います。
食の自立支援事業	高齢者に対し、管理栄養士が訪問や電話などにより食事指導、食の情報提供などを行います。また、民間の配給サービスの活用等により見守りにつなげます。
認知症サポーター養成講座	認知症を理解し、支援する人を地域に増やすため、認知症サポーター養成講座を開催します。
ごみのふれあい収集事業	家庭ごみを集積所まで運ぶことが困難な高齢者や障がいがある方などを対象に、玄関先などでごみ収集を行い、希望者には収集時に見守り活動として声掛けをします。
障害者自立支援協議会における障がい者の地域生活支援	障害者自立支援協議会各部会において、障がい者の地域生活の支援に必要な体制づくりを行います。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

赤ちゃん訪問事業では、全ての誕生児の家庭の産婦やその家族に対して、市職員及び地域の母子保健推進員が訪問による面談を実施し、適切な保健指導や子育てに関する情報提供を行っています。

認知症高齢者見守り事業に関しては、関係団体等による高齢者等見守りネットワーク協議会において見守り支援のための関係の構築を図るとともに、認知症高齢者等の徘徊発生時の捜索活動を支援する事業所、団体等との連携協定に基づく認知症高齢者等SOSネットワークを組織しています。

食の自立支援事業では、高齢者の栄養状態の維持及び改善、見守り等を目的として管理栄養士が訪問、電話等により食事指導、食の情報提供を行うとともに、配食などの食生活関連サービスの紹介等を実施しています。

ごみのふれあい収集事業では、家庭ごみの集積所までの搬出が困難な高齢者、障がい者等を対象として、見守りと支援に取り組んでいます。また、認知症サポーター養成講座の開催、障害者自立支援協議会の各部会における事例検討等を通じた関係者の連携強化などの支援に必要な体制づくりに取り組んでいます。

○評価及び課題

赤ちゃん訪問事業については、新生児・乳幼児の発育に関する不安軽減が図られており、必要に応じて継続支援等につなげていきます。

認知症高齢者見守り事業に関しては、認知症高齢者等SOSネットワークの事前登録をされた方の徘徊による行方不明が発生した場合に、警察、関係機関等との協力による発見につながっていますが、今後、独居高齢者等の増加が見込まれており、見守り体制を充実させる必要があります。

食の自立支援事業は、コロナ禍後の令和5年度から対応件数が回復しています。

ごみのふれあい収集事業は、収集件数が安定しており、一定のサポートができていると考えています。

認知症サポーター養成講座について、様々な年代、組織・団体等を対象に実施し、令和4年10月には認知症サポーターが1万人を突破するなど、認知症を理解する人の増加を図っています。

○今後の方向性

今後さらに独居高齢者等の増加が見込まれる中、地域のつながりの重要性について啓発を行い、見守り体制の充実を図ります。



▼ごみのふれあい収集

基本施策3

地域福祉の担い手の確保・育成

①新たな担い手の掘り起こし

【主な取組】

取組又は事業	概要
広報媒体を活用した情報発信	広報おおむらやホームページ、SNS等の広報媒体を活用して、地域の様々な交流イベントを紹介し、地域への関心を高め、誰でも気軽に参加できる雰囲気づくりを行います。
ボランティア団体の活動紹介	大村市ボランティアセンターが作成する広報紙「あいわーく通信」でボランティア団体の紹介を行います。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

広報おおむら等で、福祉分野における特集記事を掲載し、SNSなどで福祉に関するイベント等を周知するなど啓発・周知活動に取り組んでいます。また、大村市ボランティアセンターの広報紙「あいわーく通信」やホームページ等において、ボランティア団体の紹介を行うなどボランティア人材の発掘及び活性化に向けて、取り組んでいます。

○評価及び課題

適切なタイミングで広報紙等での情報発信を行っていますが、対象に応じて適切な広報媒体を選択し、活用する必要があります。

○今後の方向性

引き続き、啓発・広報活動に取り組むとともに、イベントなどの内容によって広報媒体を使い分け、適切な情報発信に努めます。

②地域活動を担う人材の育成

【主な取組】

取組又は事業	概要
市民向けセミナーの開催	市民向けに地域福祉関係のセミナーや講演会を開催し、地域活動を担う人材の育成に取り組みます。
ボランティア育成講座の開催	ボランティアセンターが主体となってボランティア育成講座を開催し、ボランティア意識の啓発や活動意欲を高めます。
社会福祉大会の開催	隔年で社会福祉大会を開催し、社会福祉事業に功績のあった個人や団体の表彰や地域福祉に関する講演会等を行い、地域福祉の推進を図ります。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

住み慣れた地域でみんなが支え合うまちづくりの実現に向けて、地域住民主体の地域における支え合い活動を広げるため、「大村市地域の支え合いフォーラム」を開催し、活動の支え手の支援を行っています。

社会福祉協議会においては、ボランティア育成講座及びボランティア交流会を開催し、活動の活性化に向けて、取り組んでいます。また、2年に1度、社会福祉大会を開催し、社会福祉事業に功績のあった個人及び団体の表彰や地域福祉に関する講演会等を実施しています。このほか、学校やボランティアと協力し、子どもたちへの福祉教育に取り組んでいます。

○評価及び課題

地域住民主体の地域における支え合い活動について、市民の関心や理解を深めるため、さらなる周知活動に取り組む必要があります。

ボランティア人材の高齢化により活動継続が困難となるケースが増加していることから、世代交代に向けた取組が必要となっています。

また、学校において福祉教育を進めるには、授業時間の確保や他団体との協働が必要です。

○今後の方向性

引き続き、市民向けのセミナーを開催し、支え合いの必要性について周知を継続します。

また、若者世代を対象としたボランティア交流会を開催するなど、若年層に焦点を当てたアプローチを展開します。

福祉教育では、地域、学校、当事者、施設などの全ての人が学び合うことが人材育成につながるため、年齢や目的に応じたプログラムを検討します。

基本施策 4 地域活動の充実

①各団体等への活動に対する支援

【主な取組】

取組又は事業	概要
地域活動組織の加入促進	町内会、子ども会、老人クラブといった地域の核となる組織の加入促進を行います。
住民主導型地域活性化事業	地域住民が自ら考え、自ら行う地域づくりの活動等に対し、地域げんき交付金やなんでんかんでんチャレンジ40助成金を交付します。
ボランティア（活動、団体設立・運営等）に関するアドバイス、周知・啓発	ボランティアやNPO活動に関する情報の収集や提供を行うとともに、ボランティア活動をしたい方を登録し、活動先の調整を行います。
福祉関係団体の連携	福祉関係団体の円滑な運営のため、総合福祉センター内にある福祉関係団体との連絡協議会を開催します。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

地域活動組織の加入促進の取組として、町内会に関しては町内会長会連合会と連携した企業、団体及び自衛隊への加入呼びかけの依頼、住宅関連事業者との会合等の取組を行っています。

子ども会に関しては、ポスター、チラシ、公民館だより等で活動内容等の周知を行っています。

老人クラブに関しては、令和6年度から大村市老人クラブ連合会作品展を会員以外の方も参加対象として広く参加を呼びかけ、同作品展の開催期間中は来場者に加入促進のチラシを配布しています。

地域住民が自ら考え、自ら行う地域づくりの活動等に対し、地域げんき交付金及びなんでんかんでんチャレンジ40助成金を交付しています。また、ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動やNPO活動の支援のため、相談への対応並びに情報の収集及び提供を行うとともに、団体又は個人の登録、ボランティア先の紹介や調整を行っています。

○評価及び課題

各団体への加入促進の取組として様々な活動を行っていますが、加入率の低下に歯止めがかからない状況となっています。

地域げんき交付金及びなんでんかんでんチャレンジ40助成金を交付することにより、市民活動による活気と魅力あるまちづくりに貢献する活動の支援に取り組んでいます。

ボランティアセンターにおいて、継続的に支援を行うことにより、ボランティア登録が個人・団体ともに増加傾向にあり、相談件数も年々増加しています。一方でボランティアの高齢化等が課題となっています。

○今後の方向性

令和7年4月に「大村市町内会への加入及び町内会活動への参加の促進に関する条例」を施行するなど、引き続き各団体のそれぞれの加入促進の取組を継続して実施するとともに、スマートフォンのアプリのお知らせ機能を活用した周知など、加入促進に向けた新たな取組の検討を行います。

若者世代を中心にボランティア活動への理解を深めていただくため、市やボランティアセンターのホームページやSNSを活用した情報発信を行い、ボランティア活動の周知・啓発を進めます。



▼みうら勤作まつり



▼ボランティア活動

②身近な地域での地域福祉の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要
市民活動推進協議会の開催	ボランティア団体、NPO、民生委員・児童委員、行政などの委員で構成する市民活動推進協議会を開催し、市民活動の恒常的な展開を図ります。
小地域ネットワーク台帳の活用	民生委員児童委員連絡協議会が作成する小地域ネットワーク台帳の共有により連携を図り、見守り等の強化を行います。
地区活動計画の策定と推進	地域福祉活動計画推進のため、地区社協会長会や福祉団体連絡会議を開催し、地区活動計画未策定地区において、計画の策定を行い地域福祉の推進に努めます。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

社会福祉協議会において、ボランティア団体、NPO、民生委員・児童委員等で構成する市民活動推進協議会を開催し、市民活動の恒常的な展開を図るため、意見交換や情報交換を行っています。また、地区社会福祉協議会での活動や取組について、意見交換を行うことを目的として、地区社会福祉協議会交流会を開催しています。

○評価及び課題

ボランティア活動の活性化に向けた協議や地域活動に関し活発に意見交換を行う中で、市民活動を支援することを目的とした財源や地区社会福祉協議会の活動経費についての需要が高まっています。また、地区活動計画について、依然として未策定の地区があります。

○今後の方向性

財源等の確保について、活用できる制度等を模索しつつ、関係機関とともに検討を行っていきます。また、地区活動計画の未策定地区に対しては、引き続き働きかけを行います。

小地域ネットワーク台帳の活用については、民生委員児童委員連絡協議会において、小地域ネットワーク台帳の作成が行われないこととなったため、廃止します。

③地域福祉を推進する拠点づくり

【主な取組】

取組又は事業	概要
総合福祉センターの利用促進	総合福祉センターを地域福祉の拠点とするため、利用団体との懇談会の意見を総合福祉センターの運営に活かし、さらなる利用促進に努めます。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

指定管理者である社会福祉協議会において、総合福祉センターを地域福祉の拠点とするため、利用者からアンケートで意見等を聴取し、聴取した意見等を市と共有するとともに必要に応じて利用環境の改善等を行い、更なる利用促進に努めています。

○評価及び課題

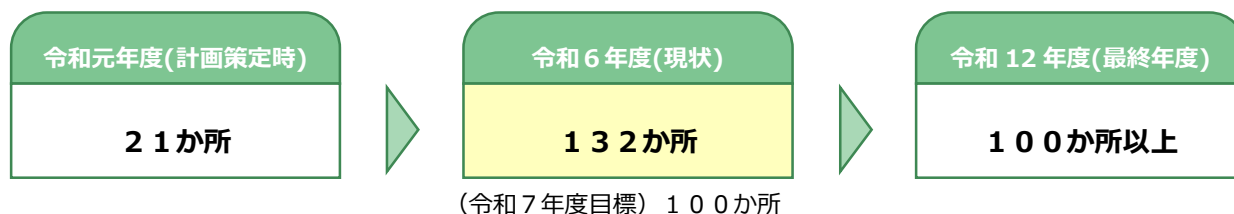
アンケートの意見等について、必要に応じて利用環境を改善するなどおおむね迅速に対応することができました。

○今後の方向性

引き続きアンケートの意見等を総合福祉センターの運営に活かし、更なる利用促進に努めます。

基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる地域づくり

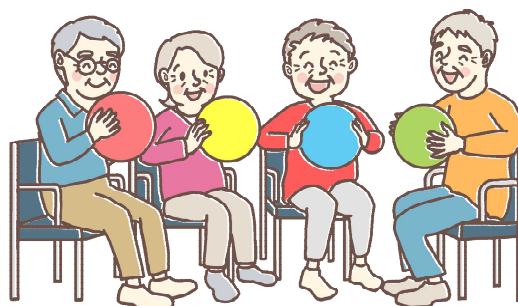
目標指標 介護予防のための通いの場の数



(出典：大村市内部資料)

【検証結果】

地域の「通いの場」の立ち上げを応援する「楽笑会」の開催により、住民主体の通いの場として継続した活動につながったほか、生活支援コーディネーターが中心となり自主活動につながりそうな個人や団体へ支援を行ったことなどにより、計画策定時に設定した最終年度の目標値を達成していることから、当該目標値の見直しを行います。



基本施策5

地域の防災体制づくりの推進

①地域の防災体制の整備

【主な取組】

取組又は事業	概要
自主防災組織の結成と訓練の支援	地域防災にとって重要な自主防災組織の結成を呼びかけるとともに、自主防災組織に対する訓練を支援し、防災に対する意識を高めます。
災害情報の発信	自然災害などから市民の生命、身体及び財産を守るため、市内全世帯、民間事業所へ防災ラジオを無償貸与し、災害情報等の発信を行います。また、Facebook や LINE などの SNS も活用した情報発信を行います。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

各町内会へ自主防災組織の結成及び活動並びにそれに対する補助金及び交付金についての説明等を行うとともに、既設の自主防災組織や町内会での自主防災訓練への支援を行っています。また、必要に応じて防災ラジオ、SNSにより、各種警報等の情報、避難所の開設情報などを発信しています。

○評価及び課題

コロナ禍において、自主防災組織の結成数及び活動数ともに減少していましたが、コロナ禍後において、少しずつ増加しています。

○今後の方向性

引き続き、自主防災組織の結成促進及び自主防災訓練の支援を行うとともに、令和7年度からスマートフォンアプリ「おむすび。」でも各種警報等の情報、避難所の開設情報などの発信を開始するなど、災害情報の発信に努めます。

②地域の避難支援体制づくりの推進

【主な取組】

取組又は事業	概要
避難行動要支援者への支援	自力での避難が困難で支援が必要と思われる人を対象に名簿への登録を呼びかけ、災害時に速やかな避難支援を受けられるよう支援体制を整備します。
福祉介護避難所の確保	指定避難所などでの避難生活が困難な、特別な配慮を要する、避難行動要支援者を受け入れるため、福祉施設等と協定を締結し、災害時の2次的避難所の確保に努めます。
災害後の生活再建に向けた共助の取組の推進	大規模災害時における、被災者の早期生活再建を促進するため、災害ボランティアセンターが円滑に運営できる体制づくりを行います。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

災害時等において自力での避難が困難で、支援が必要と思われる人を対象に避難行動要支援者名簿への登録を呼びかけ、消防、警察等の関係機関と情報を共有するなど災害時に速やかな避難支援を受けられるよう支援体制の整備に取り組んでいます。

福祉介護避難所の確保を図るため、令和6年度に新たに1施設と協定を締結しています。

市と社会福祉協議会において、令和4年6月に「大村市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」を締結し、情報共有や協力関係の維持に努めています。また、災害時の助け合いの仕組みや災害ボランティアセンターの機能に関する研修会、スタッフリーダー向け災害ボランティアセンター運営者研修を開催しています。

○評価及び課題

避難行動要支援者名簿への登録を呼びかけていますが、個人情報の関係機関への提供に関する同意の取得が約40%に留まっています。また、各種研修会を開催することにより、市民の防災意識の向上及び災害時の共助の意識の向上を図りました。災害ボランティアセンターについては、地域向けの運営訓練の機会を確保し、大規模災害時に円滑な運営ができる体制を構築していく必要があります。

○今後の方向性

引き続き、避難行動要支援者名簿への登録の呼びかけ及び個人情報の提供への同意への働きかけ並びに個別避難計画の作成を進めるとともに、福祉介護避難所の確保を図ります。また、大規模災害時に災害ボランティアセンターを円滑に運営できるよう、地域協働型災害ボランティアセンターへの移行について検討を行います。

基本施策6

地域の防犯・安全体制づくりの推進

①地域の防犯体制の整備

【主な取組】

取組又は事業	概要
ワンワンパトロール	通学路等において、犬の散歩をしながら子どもたちに愛の声かけを行うボランティア活動「ワンワンパトロール」を実施し、防犯意識の啓発を行います。
子ども110番の家の設置	子どもたちが危険に遭遇したりトラブルに巻き込まれそうになった際、助けを求めて駆け込むことができるよう、地域の方々に「子ども110番の家」への協力を働きかけます。
防犯灯の設置	防犯灯の設置により、地域の防犯活動の支援を行います。
地域安全運動	小学校や中学校の登下校時間帯に、児童、生徒に対する防犯啓発活動を行います。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

地区防犯協会や大村わんわんパトロール隊などの防犯ボランティア団体の活動に対する支援、子ども110番の家の登録に関する大村市青少年健全育成連絡協議会及び大村市少年補導委員連絡協議会との連携、町内会からの要望をもとにした防犯灯の新規設置に取り組んでいます。また、児童、生徒に対して、自転車の盗難防止、誘拐の被害に遭わないためのルール、サイバー犯罪等の地域の犯罪実績や年齢層に応じた注意喚起のチラシを配布し、防犯に関する周知・啓発活動を行っています。

○評価及び課題

大村わんわんパトロール隊のリーフレットやホームページの作成及び広報活動の支援を行い、期間中に隊員登録数が183名増加しました。

子ども110番の家に関しては、子どもたちがトラブル回避に利用した実績はなく、子ども110番の家の旗が一定の抑止力になっていると考えていますが、期間中に登録件数が25件減少しています。また、SNSによる犯罪や自転車の盗難件数が増加傾向にあり、家庭における防犯対策についての情報共有が必要です。

○今後の方向性

わんわんパトロールについては、大村わんわんパトロール隊の広報活動を引き続き支援し、隊員登録数の増加を図ります。

子ども110番の家については、大村市青少年健全育成連絡協議会や大村市少年補導委員連絡協議会、保護司会など各機関と連携を図り、登録依頼を実施していくとともに、大村市内の子ども110番の家マップの作成を検討します。

防犯灯のうち、市が設置して町内会が管理しているものの電気代の2分の1程度について、令和7年度から新たに補助を開始するとともに、新たな住宅地の開発も行われていることから、設置についても継続して取り組みます。また、本市における犯罪の発生件数は増加しており、今後も継続して、小学校や中学校の児童生徒に対して、防犯対策における周知啓発を行います。



②地域の交通安全の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要
カーブミラー等の設置	地域の要望に応じて見通しの悪い交差点等にカーブミラー等を設置し、地域の交通安全に寄与します。
交通安全指導事業	大村市交通指導員による交通安全推進等の活動を行い、交通事故防止を図ります。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

町内会、PTAなど地域からの要望をもとに見通しの悪いカーブや交差点へのカーブミラーの設置、鏡面交換、区画線の引き直しなどを行い、交通事故防止に取り組んでいます。また、児童生徒の安全な登校のため、PTAや交通指導員による立哨活動を実施し、通学路の横断歩道等で安全な誘導を行うとともに交通安全の啓発に努めています。

○評価及び課題

カーブミラーについては、設置要望が多いため、令和6年度から要望の受付期間を設け、予算を確保し、危険箇所と認められた場所に翌年度に設置することとしました。

交通安全運動期間やゼロの付く日（10日、20日、30日）などに立哨指導を行っており、登下校中における児童生徒の大きな交通事故は発生していない状況です。一方で、交通指導員の不足により、配置ができていない箇所があるため、交通指導員の会員の確保を図っていく必要があります。

○今後の方向性

引き続き、危険箇所と認められた場所にカーブミラーの設置などを行います。また、交通指導員の会員の確保を図るとともに、PTAと協力し市民や児童生徒の安全を守ります。



基本施策7

地域における健康づくりの推進

①地域における健康づくりの推進

【主な取組】

取組又は事業	概要
健康教室の開催	地域住民の健康の増進を図るため、医師、保健師、管理栄養士、健康運動指導士などによる健康教室を開催します。
健康づくり推進員活動	ウォーキングや健康体操などを通じて地域住民の健康づくりを支援する「健康づくり推進員」の養成及び活動の支援、周知を行い、住民の健康づくりに取り組みます。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

地域の公民館等で各専門職による健康づくりや生活習慣病に関する健康教室等の開催、ウォーキング、健康体操等を通じて地域住民の健康づくりを支援する「健康づくり推進員」の養成及び資質の向上並びに活動の支援に取り組んでいます。

○評価及び課題

健康教室等の開催数は、申込み状況により増減しています。また、健康づくり推進員活動への市民の参加者数は、コロナ禍後は回復傾向にありますが、健康づくり推進員の平均年齢が高いため、今後負担なく活動を続けるためには後継者の育成が必要です。

○今後の方向性

生活習慣病予防に関する普及啓発や健康教室等を開催します。また、健康づくり推進員の活動の継続を図るため、引き続き健康づくり推進員対象の講座を開催するとともに、健康づくり推進員の養成を行います。



②地域における食育の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要
食生活改善推進員活動	食に関する活動を通じて地域住民の健康づくりを支援する「食生活改善推進員」の養成及び活動の支援、周知を行い、住民の健康づくりに取り組みます。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

食に関する活動を通じて地域住民の健康づくりを支援する「食生活改善推進員」の養成講座の開催及び活動の支援に継続して取り組んでいます。

○評価及び課題

食生活改善推進員の平均年齢が高く、人数も減少傾向であるため、今後負担なく活動を続けるために世代交代に向けた働きかけが必要となっています。

○今後の方向性

今後も継続して食生活改善推進員の養成講座を開催するとともに、SNS等を通じた食生活改善推進員の活動の周知に努めます。



▼食生活改善推進員の活動

基本施策8

いきいきとした地域づくりの推進

①地域包括ケアシステムの推進

【主な取組】

取組又は事業	概要
包括的・継続的ケアマネジメント事業	主任ケアマネージャーが、事業所のケアマネージャー等に対し制度等に関する情報提供、支援困難事例への助言指導、医療機関を含めた関係機関との連携体制の支援を行います。また、介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備します。
在宅医療・介護連携推進事業	医療・介護関係職の多職種連携の推進や24時間コールセンター、救急医療情報キット、在宅医療等に関する普及啓発を行います。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

ケアマネージャーの資質向上及び多職種協働による課題に取り組むため、研修会や学習会を開催するとともに、支援困難事例については解決に向けて医療・介護等の関係機関と連携したり、地域ケア会議等の開催を行うなど、地域の連携・協力体制の整備に継続して取り組んでいます。また、多職種連携の取組を進めるとともに、24時間コールセンター、救急医療情報キット、在宅医療等に関する普及啓発を行っています。

○評価及び課題

研修会、学習会等の開催及びケース検討を通じて関係づくりを行い、他の職種及び関係機関との連携が図られています。一方で、市民のニーズの多様化及び複雑化に伴い、課題解決に向けた知識及び対応力の更なる向上が必要です。

○今後の方向性

ケアマネージャーの課題解決に向けた知識及び対応力の更なる向上を図り、多くの事業所から参加していただけるよう実践的で役立つテーマの選定を検討します。また、救急医療情報キットの利用促進を図るため、パッケージ及び内容の改善に向けた検討を行います。

②高齢者の生きがいがづくり

【主な取組】

取組又は事業	概要
介護予防のための通いの場の整備	地域に既存する趣味の会やサークル活動などを把握し、介護予防の視点を持った活動を加えてもらうことで、新たな通いの場を創出する。また、住民主体の活動が継続できるような支援体制を整えることで、高齢者の健康づくりと生きがいがづくりにつなげます。
熟年大学校事業	コミュニティセンターやふれあい館等を利用して、趣味的なものから教養講座まで、幅広い内容の講座を開催し、高齢者の生きがい・学習意欲を高めます。
人生ノートの書き方講座	これまでの人生を振り返りこれからの人生を考えることで、人生をより豊かなものにするためのツール「人生ノート」の書き方講座を開催します。
老人クラブ活動促進	老人クラブが実施するレクリエーションや地域との交流活動などを支援します。
シルバー人材センター事業	高齢者の能力の積極的な活用や就業機会の確保など、高齢者の活躍の場を創出するため、シルバー人材センターによる人材育成や情報発信のほか、新たな就業分野の開拓などを積極的に促進します。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

住民主体の通いの場の立上げ及び活動の支援、地域ふれあい館の運営支援を行うほか、高齢者福祉センターやコミュニティセンター、ふれあい館でレクリエーション、健康増進及び教養の向上のため、各種講座や「人生ノート」の書き方講座を開催しています。また、老人クラブが実施するレクリエーションや地域との交流活動への支援、シルバー人材センターによる人材育成、新たな就業分野の開拓等に取り組んでいます。

○評価及び課題

住民主体の通いの場の立上げ及び活動の支援により、通いの場の新設及び活動の継続につながっています。一方で、通いの場のリーダーの高齢化に伴い、活動の継続が困難になるケースが増加しており、老人クラブにおいても会員の高齢化や役員のなり手不足に伴い、会員数及びクラブ数ともに年々減少しています。

講座における高齢者のニーズは多様化しており、対応することが難しい場合があります。

シルバー人材センターは、その先進的な活動により、令和3年度には全国シルバー人材センター事業協会総会において優良団体として表彰されるなど、県内のみならず、全国的にもその活動が認められています。一方で、会員数や受注件数では県内でも上位であるものの、企業における定年制延長、70歳までの雇用義務等で会員数及び就業実人員数は減少傾向にあります。

○今後の方向性

住民主体の通いの場については新たなリーダーとなりうる人材の発掘及び育成を図り、老人クラブについては引き続き活動への支援を行うとともに、活動の魅力の発信と未加入の理由の調査・分析を行い、会員の減少の抑制を図ります。

趣味・文化活動を充実させた講座の検討を行います。

また、シルバー人材センターによる人材育成や情報発信のほか、新たな就業分野の開拓などを積極的に促進します。



▼住民主体の通いの場

③障がい者の社会参加

【主な取組】

取組又は事業	概要
同行援護、移動支援事業	外出又は外出先での移動が困難な障がい者に対して、ヘルパーの同行により移動支援を行います。
意思疎通支援事業	聴覚障がい者などで意思疎通が困難な方に対して手話通訳相談員、手話奉仕員、要約筆記者等を派遣し、コミュニケーションの支援を行います。また、視覚障がい者に対する市の情報発信として、声の広報（CD）を作成し、希望者へ発送します。
障がい者雇用促進	特別支援学校の生徒や保護者に対して、障がい福祉サービス事業所の各々のサービスを紹介し、進路の参考となる場の提供を行います。
オレンジクローバー販売会の開催	大村市障がい者施設ネットワーク協議会の地域商品ブランドである「オレンジクローバー」の販売会を市役所等で開催し、障がい者の自立と社会参加促進、工賃の向上を図ります。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

外出又は外出先での移動に支援を要する障がい者に対するヘルパーの同行による移動支援・同行援護、聴覚障がい者等に対する手話通訳相談、イベント等への手話奉仕員・要約筆記者の派遣によるコミュニケーションの支援、視覚障がい者に対する声の市政だより活動を行うとともに、聴覚障がい者が市の機関においてスムーズに手続等ができるよう遠隔手話通訳サービスの導入を検討しました。また、障がい者の雇用促進と工賃向上の地域課題を解決するため、「大村市障がい者雇用促進ネットワーク会議」で検討を行うとともに、市役所等で「オレンジクローバー」の販売会を開催して、障がい者の自立と社会参加促進、工賃の向上に取り組んでいます。

○評価及び課題

移動支援・同行援護の実利用人員は、コロナ禍において減少していましたが、コロナ禍後において、回復傾向にあります。

○今後の方向性

引き続き各事業を実施するとともに、令和7年度から遠隔手話通訳サービスを導入し、県立虹の原特別支援学校と共催で、企業と障害福祉サービスが集まった障がい者の働き方の相談会を開催するなど、更なる障がい者の社会参加への支援に努めます。

④子どもをすこやかに育てる地域づくり

【主な取組】

取組又は事業	概要
放課後子ども教室の開催	三浦野性の森などの野外体験学習や松原宿寺子屋塾、平日、放課後における学校の余裕教室を利用した放課後子ども教室を開催し、子どもたちの地域とのふれあい活動や居場所づくりを行います。
子ども大会等の開催	子ども会の活性化や会士との連携を深めるため、子ども大会や水 Rocket 大会、壁画コンクール等を開催します。また、子ども会の組織及び加入率の減少対策にも取り組みます。
子育てつどいの開催	市内各所の子育て支援センターにおいて、子育て支援を行います。子育て中の親子が気軽に集い、親子の交流や保育相談、地域の子育て関連情報の提供などを行います。
市立幼稚園・認定こども園における地域交流の推進	市立幼稚園・認定こども園を、未就園児の遊び場、園児との交流や親同士の交流の場として開放します。また、地域の子育て世帯を対象とした育児相談を実施します。
シルバーパワー子育て支援活用事業	シルバー人材センターに委託し、市立幼稚園において昔遊びや伝統行事を行い、多世代がふれあう機会を創出します。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

放課後や週末等に余裕教室等を活用して子どもたちの安全安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得ながら学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行う「放課後子ども教室」を開催することで、子どもたちの健やかな成長を支援しています。また、市子ども会育成連合会の事業として各種研修会、イベント等を開催し、子ども会の活性化に取り組んでいます。

市立幼稚園・認定こども園に加え、こども未来館おむらんど、三城保育所及び子育て支援センターにおいて、親同士の交流や子育ての不安や悩みを相談できる場を提供し、子育てのストレス軽減や育児不安の解消を図るとともに、遊びを通してこどもの健やかな育ちを促進しています。また、シルバー人材センターに委託し、市が設置する施設において昔遊びや伝統行事の指導を通して、多世代交流を行っています（令和4年度末に市立幼稚園閉園）。

○評価及び課題

ライフスタイルの多様化や子どもを取り巻く環境が変化する中、放課後子ども教室では、それぞれの教室の指導者が運営方法を工夫しながら実施していることもあり、登録児童数が増加しています。一方で、定員を上回る申込みがあった教室もあり、指導者の確保が課題となっています。

子ども会育成連合会事業の中にコロナ禍以降において子ども大会など開催ができていないイベントがあったり、開催したイベントの中に参加者が年々減少しているものがあります。また、役員の担い手不足等により、年々活動を休止したり、活動を継続できない子ども会が増加しています。

子育て支援センターの利用者数は、コロナ禍において減少しましたが、コロナ禍後において回復傾向にあります。一方で、子育て支援の取組を知らないという声もありました。

○今後の方向性

放課後子ども教室についてはコミュニティスクールなどを活用し、指導者の確保を図るとともに、学校や地域住民の要望などを踏まえ、増設を検討します。

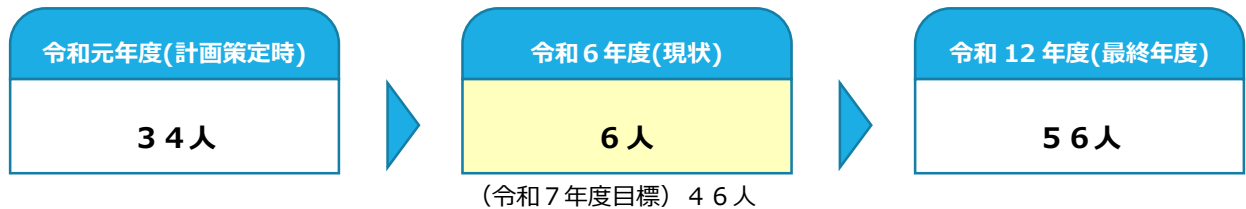
子ども会活動においては、市子ども会育成連合会事業について、子どもや保護者のニーズに合ったイベント内容の充実を図るとともに、子ども会の役員の負担軽減、組織の見直しを行います。

子育て支援の取組については、様々な方法で周知を図るとともに、利用や相談がしやすい環境づくりに努めていきます。また、引き続きシルバーパワー子育て支援活用事業を実施し、多世代がふれあう機会の創出に努めます。



基本目標Ⅲ 丸ごと受け止め解決につなげる体制づくり

目標指標 生活困窮者自立相談支援を受け就労した方の数

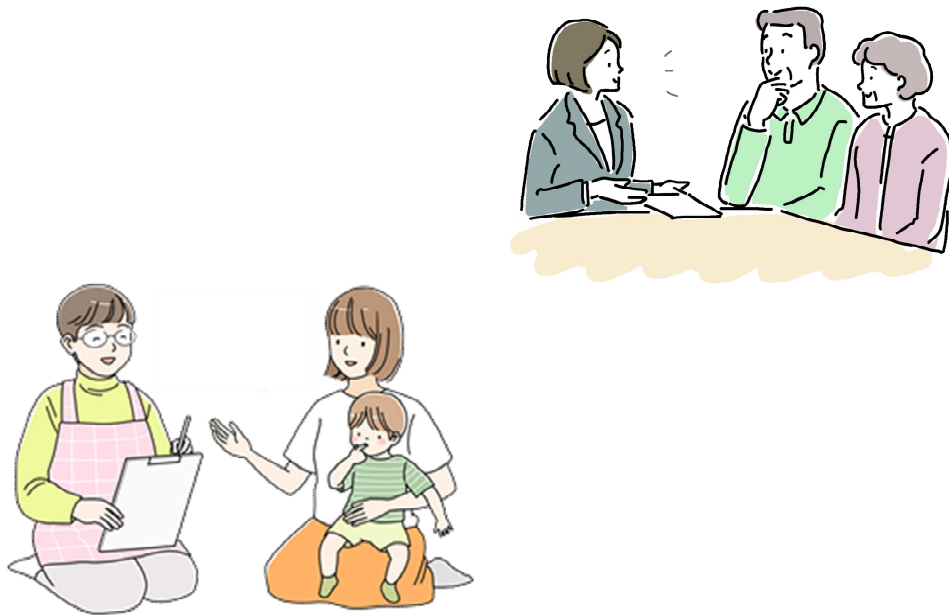


(出典：大村市内部資料)

【検証結果】

コロナ禍の収束に伴い、「自立相談支援事業の相談件数」が減少するとともに、離職等によるひきこもり状態から生活リズムが不規則であったり、他の人とコミュニケーションがうまくとれないことで、直ちに就労することが困難な方に対する「就労準備支援事業の利用件数」が増加していることが、「生活困窮者自立相談支援を受け就労した方の数」が減少していることの要因の一つと思われます。

就労の支援のみを対象とした目標指標となっており、生活困窮者自立支援対策全体の評価を適切に行うため、目標指標の内容の変更を行います。



基本施策 9

相談支援体制の充実

①地域における身近な相談体制の整備

【主な取組】

取組又は事業	概要
相談窓口の充実	市役所各課や社会福祉協議会の相談体制の充実を図り、関係機関も含めた連携強化に努めます。
市民向けガイドブック等を活用した相談窓口の周知	市民便利帳や福祉のしおり、子育てガイドブック等を活用し相談窓口の周知を図ります。
子育て支援センターによる相談の場	こども未来館や市内の保育施設を子育ての拠点と位置づけ、子育ての悩みや不安を相談できる場を提供します。
民生委員・児童委員への活動支援と周知	住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員に対し、活動する上で必要な研修機会の充実を図るなど、活動しやすい環境づくりを支援します。また、活動内容などを広報おおむら等で周知し、民生委員・児童委員の認知度向上に努めます。
社会福祉協議会の事業の周知	ホームページや広報紙等を活用し、社会福祉協議会が取り組んでいる事業等を紹介し、支援が必要な人に情報が届くように努めます。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

市及び社会福祉協議会において、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等に関する相談に対応するとともに必要な支援を行っています。また、市において、認知症に関する市民に身近な相談窓口として、「認知症ほっとライン事業所」の登録を進め、社会福祉協議会においては、地域に出向いて出張相談会を開催しています。

「福祉のしおり」、「健康のしおり」、「子育てガイドブック」等を活用して、各相談窓口の周知を図っています。

市民の身近な相談相手である民生委員・児童委員への活動支援と広報紙を活用した活動内容の周知、ホームページ等による社会福祉協議会の事業紹介を行い、支援が必要な方への相談窓口の周知に努めています。

○評価及び課題

様々な課題を抱えている人が多く、各相談件数は年々増加し、支援の長期化も課題となっています。相談窓口が十分に周知できていないところもあるため、周知方法の工夫を図っていく必要があります。

また、民生委員・児童委員については、欠員地区が生じており、人材確保が課題となっています。

○今後の方向性

引き続き、相談対応を行うとともに、複数の広報媒体の活用による相談窓口の周知、関係機関との連携強化に取り組んでいきます。

民生委員・児童委員については、引き続き活動しやすい環境づくりの支援及び活動内容などの周知等を行うことにより、認知度向上と人材確保に努めます。



▼民生委員・児童委員の活動内容の周知

基本施策10

福祉サービスの適正な利用の確保

①サービス評価体制の整備

【主な取組】

取組又は事業	概要
第三者評価制度の促進	福祉サービス事業者が提供しているサービスの質を、公正・中立な立場の第三者機関が専門的かつ客観的に評価する「第三者評価制度」を事業者へ周知します。
福祉サービスの情報の提供	ホームページや広報紙等を活用し、様々な福祉サービスの仕組みや、利用方法等について、住民や地域団体などに分かりやすく情報提供します。視覚や聴覚に障害のある方に対して正しく情報を伝えられるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めます。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

第三者評価制度の類似制度である地域密着型サービスの外部評価制度について、事業者へ周知を行い、未実施の事業者に対しては個別に実施の呼びかけを行っています。

ホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等を活用して、様々な福祉サービスの仕組み、利用方法等の情報提供を行っています。

また、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、市のホームページにおいては、日本工業規格に対応することを目標としてアクセシビリティの確保、維持及び向上に取り組んでおり、社会福祉協議会のホームページにおいても、同様の取組を行っています。

○評価及び課題

地域密着型サービスの外部評価制度の実施により、実施した事業者のサービスの改善及び質の向上に繋がっています。

福祉に関する情報について、様々な媒体を用いるだけでなく、幅広く届くようあらゆる機会をとらえて、提供する必要があります。

社会福祉協議会のホームページにおいては、音声読み上げ機能等のさらなる機能の付与が必要になっています。

○今後の方向性

引き続き、地域密着型サービスの外部評価制度について、事業者への周知及び実施の呼びかけを行うとともに、同制度を実施していない事業者などに対しては適宜、運営指導等を通じた運営体制の確認を行います。

また、福祉サービスの情報提供に努め、対象者のニーズに基づいて、ホームページ等への機能の付与を検討していきます。

②サービスの利用援助

【主な取組】

取組又は事業	概要
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な、高齢者や障がい者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを適切に利用することが本人のみでは困難な方に対し、「専門員」「生活支援員」が福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理の支援を行います。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

社会福祉協議会において、判断能力が不十分な高齢者や障がい者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを適切に利用することが困難な方に対して、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理の支援を行っています。

○評価及び課題

意思決定能力が低下された方が安心して福祉サービスを利用できるよう支援を行い、本人の福祉の増進につながっています。一方で、判断能力の低下が著しい人に対しては、成年後見制度への移行を検討していく必要があります。

○今後の方向性

日常生活自立支援事業の在り方について随時検討を行い、成年後見制度と連携したシステムの構築を検討していきます。

基本施策 1 1

生活困窮者自立支援対策の推進

①情報提供・相談窓口の充実

【主な取組】

取組又は事業	概要
生活困窮者自立支援対策制度の周知	ホームページの掲載や窓口等へのチラシの設置、民生委員・児童委員から該当者へチラシの手渡しを行うなど、制度の周知を図ります。
支援ネットワークの構築	庁内関係各課や支援団体等と連携を図り、適切に相談窓口につながる仕組みづくりを行います。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

市及び自立相談支援機関である社会福祉協議会において、ホームページ及び窓口を設置したチラシにより、制度の周知を行っています。社会福祉協議会においては、地域における支援の担い手である民生委員・児童委員と地域活動での悩み等を含め、意見交換等を行うなど連携を図っています。そのほか、市役所各課及び自立相談支援機関で連絡会議を開催し、制度の内容の周知や活動内容の共有を行い、連携の強化を図っています。

○評価及び課題

支援を必要としているが、相談につながっていない人に対して、制度の周知を図る必要があります。

また、市役所各課及び自立相談支援機関の連絡会議において、制度の周知だけでなく、実際に連携強化を図るためにどのように情報共有を行っていくかを工夫していく必要があります。

○今後の方向性

社会福祉協議会における出張相談会や民生委員・児童委員との連携を図り、相談につながっていない人への制度の周知に努めていきます。

また、市役所各課及び自立相談支援機関の連絡会議の在り方を見直し、関係機関とのさらなる連携強化に努めていきます。

②生活困窮者への支援の充実

【主な取組】

取組又は事業	概要
家計相談支援事業	対象者の状況に応じ、家計支援計画を作成し、同計画に基づき支援を行います。なお、支援を行うに当たり、生活困窮者の自立支援計画を作成機関と十分に調整を行い、支援の方法や方向性等を適宜共有し、連携を図ります。
子どもの学習支援事業	生活困窮世帯の児童生徒等に対し、学習習慣や規則正しい生活習慣を確立するため、学習支援や日常生活の悩み、進学についての助言を行います。
就労準備支援事業	単に就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけではなく、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の複合的な理由により直ちに就労することが困難な方を対象に、段階的な支援を行います。一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援します。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

対象者の状況に応じて、収支の見える化等による家計改善の支援及び働くことに不安がある方や他の人とコミュニケーションがうまくとれない方などに就労に向けた段階的な支援を行っています。また、生活困窮世帯の児童生徒等に対して、学習支援並びに日常生活の悩み及び進学についての助言を行っています。

○評価及び課題

複合化・複雑化した課題を抱える相談者が多く、支援が長期化しています。

○今後の方向性

引き続き、関係機関と連携し、個別の相談支援を適切に行っていきます。

基本施策 1 2

権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画）

①成年後見制度の利用促進

【主な取組】

取組又は事業	概要
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">成年後見</div> 成年後見制度利用促進事業	認知症高齢者などの増加により、成年後見制度利用の必要性が高まっており、広報おおむらやホームページの活用、講座の開催などにより成年後見制度や相談窓口を広く周知するとともに、社会福祉士等を配置するなど相談体制を整備し、適切に必要な支援につなげる地域連携ネットワークの構築を進めるため、関係機関と連携を図ります。また、成年後見制度利用促進協議会において、利用促進方法等の検討を継続し、地域連携ネットワークの中心的な役割を担う中核機関の整備・運営についても関係機関と協議し、早期開設に努めます。
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">成年後見</div> 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、本人や親族が申立てを行うのが難しい場合などに市長申立を行うほか、経済的な理由により制度の利用が困難な方に対し、申立て費用等を支援します。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

成年後見制度利用促進協議会を開催し、令和5年度に開設した中核機関の大村市成年後見支援センターの運営及び制度利用促進の取組に関して意見交換等を行っています。

成年後見制度の利用が必要であるが、申立者となる親族が不在の場合などに市長申立てを行うほか、経済的な理由により制度の利用が困難な方に対し、利用に要する費用の助成を行っています。

○評価及び課題

専門職による成年後見人の不足が見込まれるため、市民後見人の養成が必要となっています。また、利用に要する費用の助成利用件数が減少しているため、制度の周知を図っていく必要があります。

○今後の方向性

市民後見人候補者研修を開催し、人材の育成を行います。また、大村市成年後見支援センターと連携して制度の周知を図り、利用促進へつなげていきます。

②権利擁護の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要
成年後見 高齢者等の総合相談支援事業及び権利擁護事業	高齢者等からの様々な相談に対応し、地域における保健・医療・福祉サービス等の制度の利用につなげる支援を行います。
障がい者虐待防止対策支援事業	「障害者虐待防止センター」において、障がい者虐待に関する通報、届出の受理、障がい者及び擁護者に対する相談、支援等を行います。また、障がい者虐待防止に係る広報啓発活動を行います。
児童虐待防止推進啓発	児童虐待防止推進の啓発のため、関係機関や保護者などを対象に講演会等を行います。
要保護児童対策の強化	乳児家庭の全戸訪問やこどもセンター等での相談により、保護者が子育ての不安や悩みを相談しやすい体制を作り、児童虐待の未然防止を図ります。また、相談員の研修の充実、関係機関との連携を強化し、要保護、要支援家庭の早期発見、早期対応に努めます。

【令和3年度から令和6年度までの主な実績等】

○取組又は事業の主な実績

高齢者に関する様々な相談並びに障がい者及び児童への虐待に関する内容の相談窓口を設置して、課題解決のための支援を行うとともに、現場の支援者に対する研修会及び虐待防止推進の啓発のための講演会を実施しています。また、母子保健と児童福祉の連携強化や関係機関との連携体制の強化を図ることで、要保護児童及び要保護支援児童並びにそれらの家庭への細やかな支援を行っています。

○評価及び課題

関係機関と連携して、虐待防止推進の啓発及び相談内容に対する支援を行っていますが、多様な相談に対応するため、さらなる関係機関との連携の強化などが必要になっています。また、複雑化した問題を抱える家庭や孤立した家庭に対して、早期に必要な支援につなぎ、未然防止に努める必要があります。

○今後の方向性

引き続き、関係機関との連携の強化を図り、問題の早期発見・早期対応に努め、未然防止につなげていきます。また、研修会及び講演会を通して、必要な制度の利用及び虐待防止に係る啓発活動を行います。

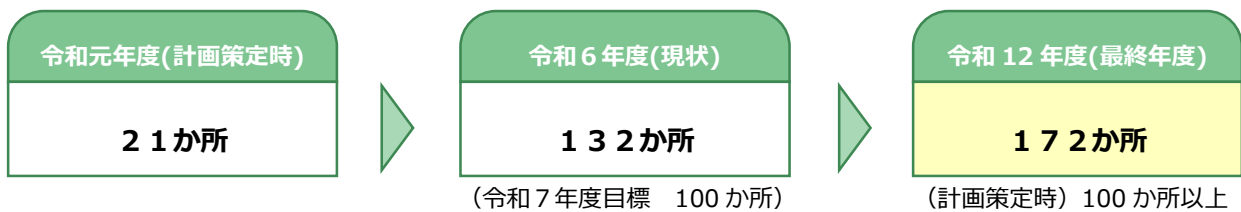
第4章 目標指標の変更及び基本施策の見直し

1 目標指標の変更

基本目標Ⅱにおいては、最終年度の目標値を達成していることから、目標指標の目標値の変更を行います。また、基本目標Ⅲにおいては、生活困窮者自立支援対策全体の評価を適切に行えるようにするため、目標指標の内容を変更します。

基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる地域づくり

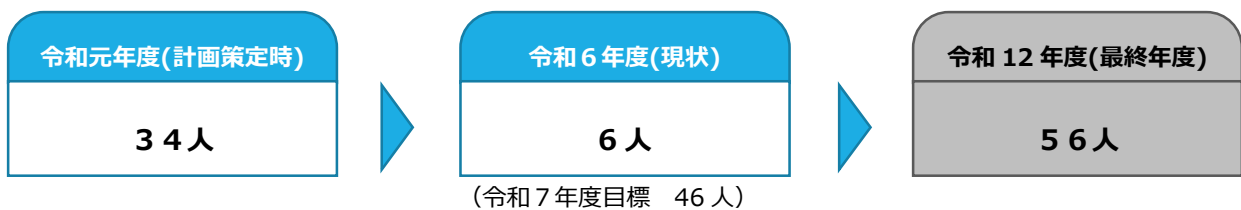
目標指標 介護予防のための通いの場の数



基本目標Ⅲ 丸ごと受け止め解決につなげる体制づくり

(変更前)

目標指標 生活困窮者自立相談支援を受け就労した方の数



(変更後)

目標指標 生活困窮者自立相談支援事業により、自立に向けての改善が見られた人の割合



2 基本施策の見直し

関係機関との連携、取組の内容等の状況により、基本施策における主な取組の内容を一部見直します。

1 主な取組の内容を変更するもの

基本目標 I ふれあいを大切にする地域づくり

基本施策 1 地域福祉の意識を広げる環境づくり

③分野を越えてふれあう機会の取組

【主な取組】※P14参照

	取組又は事業	概要	担当部署等
変更前	農福連携マルシェの実施	農業と福祉のコラボイベント「農福連携マルシェ」を実施し、障がい者にとっての職域拡大や働くことによる収入増、農業の担い手不足解消につなげます。	障がい福祉課 農林水産振興課
変更後	農福連携の推進	<u>「大村ノウフクネットワーク」の活動により、農業の担い手不足の解消、障がい者施設の工賃向上等、双方の課題解決につなげます。</u>	農業経営支援課 障がい福祉課
変更理由	令和6年6月に「大村ノウフクネットワーク」を設立し、農福連携を推進しているため。		

基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる地域づくり

基本施策5 地域の防災体制づくりの推進

②地域の避難支援体制づくりの推進

【主な取組】※P25参照

	取組又は事業	概要	担当部署等
変更前	避難行動要支援者への支援	自力での避難が困難で支援が必要と思われる人を対象に名簿への登録を呼びかけ、災害時に速やかな避難支援を受けられるよう支援体制を整備します。	福祉総務課
変更後	避難行動要支援者への支援	自力での避難が困難で支援が必要と思われる人を対象に <u>避難行動要支援者名簿への登録の呼びかけ</u> や <u>個別避難計画の作成を進め</u> 、災害時に速やかな避難支援を受けられるよう支援体制を整備します。	関係課
変更理由	令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成に関する努力義務規定が新設されたため。		

2 主な取組を追加するもの

基本目標 I ふれあいを大切にする地域づくり

基本施策 2 声を掛け・見守る地域づくりの推進

①子ども・高齢者・障がい者への見守りと支援

【主な取組】※P15参照

取組又は事業	概要	担当部署等
「おむすび。」地域助け合いサービス	生活の小さな困りごとで助けが必要な「おねがい市民」と、お手伝いをしたい「まかせて市民」をつなぎ、地域で助け合う仕組みを構築し、生活の支援につなげます。	男女いきいき推進課

基本施策 4 地域活動の充実

①各団体等への活動に対する支援

【主な取組】※P19参照

取組又は事業	概要	担当部署等
社会福祉法人による公益的な取組の促進	社会福祉法人の努力義務とされている「地域における公益的な取組」について、市内の社会福祉法人に対し、市内及び他の市町における事例等の周知を行い、同取組の促進を図ります。	関係課
共同募金配分金事業	地域福祉の推進のため、共同募金配分金から、ボランティア団体や福祉活動推進団体に運営費の助成を行います。	社会福祉協議会

③地域福祉を推進する拠点づくり

【主な取組】※P22参照

取組又は事業	概要	担当部署等
地域における居場所づくり	地域住民の相互の交流、活動等の拠点となる居場所づくりの取組を行います。	関係課

基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる地域づくり

基本施策6 地域の防犯・安全体制づくりの推進

②地域の交通安全の推進

【主な取組】※P28参照

取組又は事業	概要	担当部署等
交通安全講話	警察署と連携し、高齢者に対する交通安全講話を行います。	社会福祉協議会

基本施策8 いきいきとした地域づくりの推進

③障がい者の社会参加

【主な取組】※P34参照

取組又は事業	概要	担当部署等
医療的ケア児訪問型レスパイト事業	医療的ケアを要する児童（医療的ケア児）及びその家族に対する支援として、在宅で生活している医療的ケア児に対し、自宅や外出先で医療保険適用外となる訪問看護サービスを利用できる体制を整え、医療的ケア児の社会参加促進や介護者である家族の負担軽減を図ります。	障がい福祉課

④子どもをすこやかに育てる地域づくり

【主な取組】※P35参照

取組又は事業	概要	担当部署等
ファミリー・サポート・センター事業	子育てのお手伝いをしてほしい「おねがい会員」と子育てを応援したい「まかせて会員」をつなぎ、地域における子育て力の向上や子育て支援活動の推進を図り、安心して子育てできる環境の整備と仕事や子育てが両立できる社会づくりに努めます。	こども政策課

基本目標Ⅲ 丸ごと受け止め解決につなげる体制づくり

基本施策9 相談支援体制の充実

①地域における身近な相談体制の整備

【主な取組】※P38参照

取組又は事業	概要	担当部署等
福祉サービス等の支援を必要とする犯罪をした人等の相談対応	福祉サービス等の支援を必要とする犯罪をした人等の相談に応じ、必要な支援を行います。	関係課
自殺予防に関する相談対応	自殺の背景となる多重債務、過労、健康問題、いじめ、家庭問題などの悩みを抱える人に対し、電話等の相談窓口を設置し、相談に対応するとともに、関係機関等と連携して必要な支援を行います。	国保けんこう課

基本施策11 生活困窮者自立支援対策の推進

②生活困窮者への支援の充実

【主な取組】※P44参照

取組又は事業	概要	担当部署等
住居確保給付金の支給	離職等により収入が減少し、住居喪失又はそのおそれがあり、一定の要件を満たす生活困窮者に対して、住まいの確保を目的とした給付金を支給します。	福祉総務課
小・中学校就学援助事業	経済的理由によって、就学が困難な保護者に対して、学校用品費等を援助することで、義務教育の円滑な実施を図ります。	教育総務課
歳末助け合い募金の活用	歳末助け合い募金の配分金を、支援を必要としている生活困窮世帯（生活保護世帯を除く）に対して、見舞金や支援物資の財源として活用します。	社会福祉協議会

基本施策 1 2

権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画）

①成年後見制度の利用促進

【主な取組】※P 4 5参照

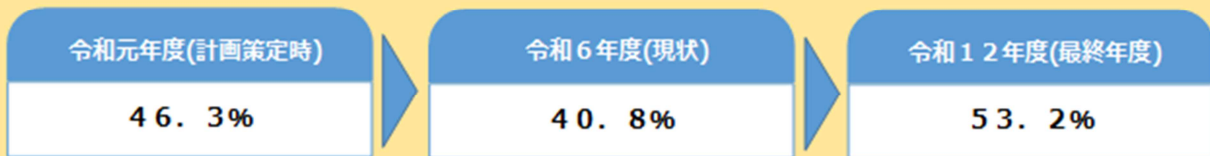
取組又は事業	概要	担当部署等
法人後見事業	社会福祉協議会が成年後見人等となり、成年被後見人等の意思を尊重した支援を行います。また、地域住民や福祉・法律の関係団体と連携して、個々の対象者ごとに見守りネットワークを構築します。	社会福祉協議会

第5章 資料編

今回の中間見直しにより目標指標の変更及び基本施策の見直し並びに字句の整理を行った後の目標指標及び基本施策を掲載しています。

基本目標Ⅰ ふれあいを大切にする地域づくり

【目標指標】 地域との交流やつながりがあると感じる人の割合



基本施策1 地域福祉の意識を広げる環境づくり

①啓発・広報活動の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
広報おおむらを活用した福祉の広報活動	広報おおむらへ福祉に関する記事を掲載し、意識の啓発を行います。	関係課
インターネットを活用した福祉の広報活動	SNSやスマートフォンアプリなどを活用し、福祉に関する広報活動を行います。	関係課
〇〇週間等の周知	障害者週間や世界アルツハイマーデーなどの福祉関係の啓発期間に併せて、広報おおむらへの特集記事掲載や大村公園等のライトアップによる啓発活動を行います。	関係課
障がい者福祉関連イベントによる啓発	様々なテーマで障がいに関する研修会などを開催し、障がいのあるなしに関わらず幅広い住民に対し、障がいについての啓発を行います。	障がい福祉課
おおむら支え合いプランの周知	広報おおむらやホームページへの掲載、公共施設への閲覧用冊子の設置など、おおむら支え合いプランの周知を図ります。	福祉総務課
社協だより等を活用した啓発活動	社協が作成する広報紙等を活用し、啓発活動を行います。	社会福祉協議会

②福祉教育の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
障がい者団体と小学生の交流学習	小学校や特別支援学校で、障がい者と児童による「花植え交流会」を実施し、ふれあいの場を作ります。	障がい福祉課
子育て支援センター活動事業	地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する講座の企画及び開催を行います。	こども政策課
学校等における福祉教育	市内の学校等に出向き、車いす体験や高齢者疑似体験学習、福祉講話等の福祉学習を行います。	社会福祉協議会

③分野を越えてふれあう機会の取組

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
複合的な福祉関連イベントの実施	健康・福祉まつりなどにおいて、福祉の関係団体等と連携し複合的なイベントを行います。	国保けんこう課
農福連携の推進	「大村ノウフクネットワーク」の活動により、農業の担い手不足の解消、障がい者施設の工賃向上等、双方の課題解決につなげます。	農業経営支援課 障がい福祉課

基本施策2

声を掛け・見守る地域づくりの推進

①子ども・高齢者・障がい者への見守りと支援

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
赤ちゃん訪問事業	全ての誕生児の家庭を生後4か月までに訪問し、適切な保健指導や子育ての情報提供を行います。	こども家庭課
認知症高齢者見守り事業	高齢者等見守りネットワーク協議会を開催し、高齢者等の見守り支援を行うためのネットワーク構築を図ります。また、認知症による徘徊行動のある高齢者向けにGPSの貸与を行います。	長寿介護課 (地域包括支援センター)
食の自立支援事業	高齢者に対し、管理栄養士が訪問や電話などにより食事指導、食の情報提供などを行います。また、民間の配食サービスの活用等により見守りにつなげます。	長寿介護課 (地域包括支援センター)
認知症サポーター養成講座	認知症を理解し、支援する人を地域に増やすため、認知症サポーター養成講座を開催します。	長寿介護課 (地域包括支援センター)
ごみのふれあい収集事業	家庭ごみを集積所まで運ぶことが困難な高齢者や障がいがある方などを対象に、玄関先などでごみ収集を行い、希望者には収集時に見守り活動として声掛けをします。	環境センター
障害者自立支援協議会における障がい者の地域生活支援	障害者自立支援協議会各部会において、障がい者の地域生活の支援に必要な体制づくりを行います。	社会福祉協議会
「おむすび。」地域助け合いサービス	生活の小さな困りごとで助けが必要な「おねがい市民」と、お手伝いをしたい「まかせて市民」をつなぎ、地域で助け合う仕組みを構築し、生活の支援につなげます。	男女いきいき推進課

基本施策3

地域福祉の担い手の確保・育成

①新たな担い手の掘り起こし

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
広報媒体を活用した情報発信	広報おおむらやホームページ、SNS等の広報媒体を活用して、地域の様々な交流イベントを紹介し、地域への関心を高めて誰でも気軽に参加できる雰囲気づくりを行います。	広報戦略課
ボランティア団体の活動紹介	大村市ボランティアセンターが作成する広報紙「あいわーく通信」でボランティア団体の紹介を行います。	社会福祉協議会

②地域活動を担う人材の育成

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
市民向けセミナーの開催	市民向けに地域福祉関係のセミナーや講演会を開催し、地域活動を担う人材の育成に取り組めます。	関係課 社会福祉協議会
ボランティア育成講座の開催	ボランティアセンターが主体となってボランティア育成講座を開催し、ボランティア意識の啓発や活動意欲を高めます。	社会福祉協議会
社会福祉大会の開催	隔年で社会福祉大会を開催し、社会福祉事業に功績のあった個人や団体の表彰や地域福祉に関する講演会等を行い、地域福祉の推進を図ります。	社会福祉協議会

基本施策 4 地域活動の充実

①各団体等への活動に対する支援

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
地域活動組織の加入促進	町内会、子ども会、老人クラブといった地域の核となる組織の加入促進を行います。	関係課
住民主導型地域活性化事業	地域住民が自ら考え、自ら行う地域づくりの活動等に対し、地域げんき交付金やなんでんかんでんチャレンジ40助成金を交付します。	地域げんき課
ボランティア（活動、団体設立・運営等）に関するアドバイス、周知・啓発	ボランティアやNPO活動に関する情報の収集や提供を行うとともに、ボランティア活動をしたい方を登録し、活動先の調整を行います。	男女いきいき推進課 （ボランティアセンター）
福祉関係団体の連携	福祉関係団体の円滑な運営のため、総合福祉センター内にある福祉関係団体との連絡協議会を開催します。	社会福祉協議会
社会福祉法人による公益的な取組の促進	社会福祉法人の努力義務とされている「地域における公益的な取組」について、市内の社会福祉法人に対し、市内及び他の市町における事例等の周知を行い、同取組の促進を図ります。	関係課
共同募金配分金事業	地域福祉の推進のため、共同募金配分金から、ボランティア団体や福祉活動推進団体に運営費の助成を行います。	社会福祉協議会

②身近な地域での地域福祉の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
市民活動推進協議会の開催	ボランティア団体、NPO、民生委員・児童委員、行政などの委員で構成する市民活動推進協議会を開催し、市民活動の恒常的な展開を図ります。	社会福祉協議会
地区活動計画の策定と推進	地域福祉活動計画推進のため、地区社会福祉協議会会長会や福祉団体連絡会議を開催し、地区活動計画未策定地区において、計画の策定を行い地域福祉の推進に努めます。	社会福祉協議会

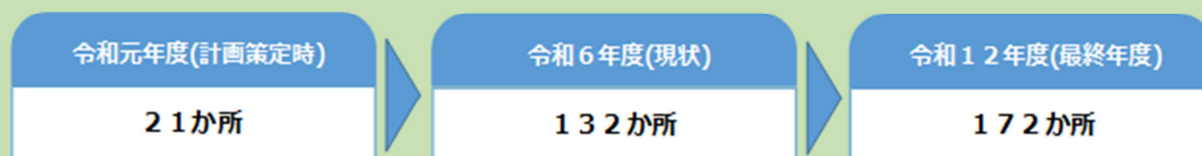
③地域福祉を推進する拠点づくり

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
総合福祉センターの利用促進	総合福祉センターを地域福祉の拠点とするため、利用団体との懇談会の意見を総合福祉センターの運営に活かし、さらなる利用促進に努めます。	社会福祉協議会
地域における居場所づくり	地域住民の相互の交流、活動等の拠点となる居場所づくりの取組を行います。	関係課

基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる地域づくり

【目標指標】 介護予防のための通いの場の数



基本施策5 地域の防災体制づくりの推進

①地域の防災体制の整備

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
自主防災組織の結成と訓練の支援	地域防災にとって重要な自主防災組織の結成を呼びかけるとともに、自主防災組織に対する訓練を支援し、防災に対する意識を高めます。	安全対策課
災害情報の発信	自然災害などから市民の生命、身体及び財産を守るため、市内全世帯、民間事業所へ防災ラジオを無償貸与し、災害情報等の発信を行います。また、Facebook やLINE などのSNSも活用した情報発信を行います。	安全対策課

②地域の避難支援体制づくりの推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
避難行動要支援者への支援	自力での避難が困難で支援が必要と思われる人を対象に避難行動要支援者名簿への登録の呼びかけや個別避難計画の作成を進め、災害時に速やかな避難支援を受けられるよう支援体制を整備します。	関係課

取組又は事業	概要	担当部署等
福祉介護避難所の確保	指定避難所などでの避難生活が困難な、特別な配慮を要する、避難行動要支援者を受け入れるため、福祉施設等と協定を締結し、災害時の2次的避難所の確保に努めます。	福祉総務課
災害後の生活再建に向けた共助の取組の推進	大規模災害時における、被災者の早期生活再建を促進するため、災害ボランティアセンターが円滑に運営できる体制づくりを行います。	男女いきいき推進課 社会福祉協議会

基本施策6

地域の防犯・安全体制づくりの推進

①地域の防犯体制の整備

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
わんわんパトロールへの活動支援	通学路等において、犬の散歩をしながら子どもたちに愛の声かけを行う「わんわんパトロール」の広報活動の支援を行います。	社会教育課 (少年センター)
子ども110番の家の設置	子どもたちが危険に遭遇したりトラブルに巻き込まれそうになった際、助けを求めて駆け込むことができるよう、地域の方々に「子ども110番の家」への協力を働きかけます。	社会教育課 (少年センター)
防犯灯の設置	防犯灯の設置により、地域の防犯活動の支援を行います。	安全対策課 地域げんき課
地域安全運動	小学校や中学校の登下校時間帯に、児童生徒に対する防犯啓発活動を行います。	安全対策課

②地域の交通安全の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
カーブミラー等の設置	地域の要望に応じて見通しの悪い交差点等にカーブミラー等を設置し、地域の交通安全に寄与します。	安全対策課 道路整備課
交通安全指導事業	大村市交通指導員による交通安全推進等の活動を行い、交通事故防止を図ります。	安全対策課
交通安全講話	警察署と連携し、高齢者に対する交通安全講話を行います。	社会福祉協議会

基本施策7

地域における健康づくりの推進

①地域における健康づくりの推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
健康教育事業	地域住民の健康の増進を図るため、医師、保健師、管理栄養士、健康運動指導士などによる健康づくりに関する講座などを開催します。	国保けんこう課
健康づくり推進員活動	ウォーキングや健康体操などを通じて地域住民の健康づくりを支援する「健康づくり推進員」の養成及び活動の支援、周知を行い、住民の健康づくりに取り組みます。	国保けんこう課

②地域における食育の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
食生活改善推進員活動	食に関する活動を通じて地域住民の健康づくりを支援する「食生活改善推進員」の養成及び活動の支援、周知を行い、住民の健康づくりに取り組みます。	国保けんこう課

基本施策 8

いきいきとした地域づくりの推進

①地域包括ケアシステムの推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
包括的・継続的ケアマネジメント事業	主任介護支援専門員が、事業所の介護支援専門員等に対し制度等に関する情報提供、支援困難事例への助言指導、医療機関を含めた関係機関との連携体制の支援を行います。また、介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。	長寿介護課 (地域包括支援センター)
在宅医療・介護連携推進事業	医療・介護関係職の多職種連携の推進や24時間コールセンター、救急医療情報キット、在宅医療等に関する普及啓発を行います。	長寿介護課 (地域包括支援センター)

②高齢者の生きがいづくり

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
介護予防のための通いの場の整備	地域に既存する趣味の会やサークル活動などを把握し、介護予防の視点を持った活動を加えてもらうことで、新たな通いの場の創出を図ります。また、住民主体の活動が継続できるような支援体制を整えることで、高齢者の健康づくりと生きがいづくりにつながります。	長寿介護課 (地域包括支援センター)
熟年大学校事業	コミュニティセンターやふれあい館等を利用して、趣味的なものから教養講座まで、幅広い内容の講座を開催し、高齢者の生きがい・学習意欲を高めます。	長寿介護課 (地域包括支援センター)
人生ノートの書き方講座	これまでの人生を振り返りこれからの人生を考えることで、人生をより豊かなものにするためのツール「人生ノート」の書き方講座を開催します。	長寿介護課 (地域包括支援センター)

取組又は事業	概要	担当部署等
老人クラブ活動促進	老人クラブが実施するレクリエーションや地域との交流活動などを支援します。	長寿介護課 (地域包括支援センター)
シルバー人材センター事業	高齢者の能力の積極的な活用や就業機会の確保など、高齢者の活躍の場を創出するため、シルバー人材センターによる人材育成や情報発信のほか、新たな就業分野の開拓などを積極的に促進します。	商工振興課

③障がい者の社会参加

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
同行援護、移動支援事業	外出又は外出先での移動が困難な障がい者に対して、ヘルパーの同行により移動支援を行います。	障がい福祉課
意思疎通支援事業	聴覚障がい者などで意思疎通が困難な方に対して手話通訳相談員、手話奉仕員、要約筆記者等を派遣し、コミュニケーションの支援を行います。また、視覚障がい者に対する市の情報発信として、声の広報（CD）を作成し、希望者へ発送します。	障がい福祉課
障がい者雇用促進	特別支援学校の生徒や保護者に対して、障がい福祉サービス事業所の各々のサービスを紹介し、進路の参考となる場の提供を行います。	障がい福祉課
オレンジクローバー販売会の開催	大村市障がい者施設ネットワーク協議会の地域商品ブランドである「オレンジクローバー」の販売会を市役所等で開催し、障がい者の自立と社会参加促進、工賃の向上を図ります。	障がい福祉課
医療的ケア児訪問型レスパイト事業	医療的ケアを要する児童（医療的ケア児）及びその家族に対する支援として、在宅で生活している医療的ケア児に対し、自宅や外出先で医療保険適用外となる訪問看護サービスを利用できる体制を整え、医療的ケア児の社会参加促進や介護者である家族の負担軽減を図ります。	障がい福祉課

④子どもをすこやかに育てる地域づくり

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
放課後子ども教室の開催	三浦野性の森などの野外体験学習や松原宿寺子屋塾、平日、放課後における学校の余裕教室を利用した放課後子ども教室を開催し、子どもたちの地域とのふれあい活動や居場所づくりを行います。	社会教育課
子ども大会等の開催	子ども会の活性化や会同士連携を深めるため、子ども大会や水ロケット大会、壁画コンクール等を開催します。また、子ども会の組織及び加入率の減少対策にも取り組めます。	社会教育課
子育てつどいの開催	市内各所の子育て支援センターにおいて、子育て支援を行います。子育て中の親子が気軽に集い、親子の交流や育児相談、地域の子育て関連情報の提供などを行います。	こども政策課
市立認定こども園等における地域交流の推進	市立認定こども園等で、未就園児の遊び場、園児との交流や親同士の交流の場として開放するとともに、地域の子育て世帯を対象とした育児相談を実施します。	こども政策課
シルバーパワー子育て支援活用事業	シルバー人材センターに委託し、市が設置する施設において昔遊びや伝統行事等を行い、多世代がふれあう機会を創出します。	こども政策課
ファミリー・サポート・センター事業	子育てのお手伝いをしてほしい「おねがい会員」と子育てを応援したい「まかせて会員」をつなぎ、地域における子育て力の向上や子育て支援活動の推進を図り、安心して子育てできる環境の整備と仕事や子育てが両立できる社会づくりに努めます。	こども政策課

基本目標Ⅲ 丸ごと受け止め解決につなげる体制づくり

【目標指標】 生活困窮者自立相談支援事業により、自立に向けての改善が見られた人の割合



基本施策9

相談支援体制の充実

①地域における身近な相談体制の整備

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
相談窓口の充実	市役所各課や社会福祉協議会の相談体制の充実を図り、関係機関も含めた連携強化に努めます。	関係課 社会福祉協議会
市民向けガイドブック等を活用した相談窓口の周知	福祉のしおり、子育てガイドブック等を活用し相談窓口の周知を図ります。	関係課
子育て支援センターによる相談の場	こども未来館や市内の保育施設を子育ての拠点と位置づけ、子育ての悩みや不安を相談できる場を提供します。	こども政策課
民生委員・児童委員への活動支援と周知	住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員に対し、活動する上で必要な研修機会の充実を図るなど、活動しやすい環境づくりを支援します。また、活動内容などを広報おおむら等で周知します。これらの取組等により、民生委員・児童委員の認知度向上と人材確保に努めます。	福祉総務課
社会福祉協議会の事業の周知	ホームページや広報紙等を活用し、社会福祉協議会が取り組んでいる事業等を紹介し、支援が必要な人に情報が届くように努めます。	社会福祉協議会

基本施策 10 福祉サービスの適正な利用の確保

① サービス評価体制の整備

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
第三者評価制度の促進	福祉サービス事業者が提供しているサービスの質を、公正・中立な立場の第三者機関が専門的かつ客観的に評価する「第三者評価制度」を事業者へ周知します。	関係課
福祉サービスの情報の提供	ホームページや広報紙等を活用し、様々な福祉サービスの仕組みや、利用方法等について、住民や地域団体などに分かりやすく情報提供します。視覚や聴覚に障害のある方に対して正しく情報を伝えられるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めます。	関係課 社会福祉協議会

② サービスの利用援助

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な、高齢者や障がい者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを適切に利用することが本人のみでは困難な方に対し、「専門員」「生活支援員」が福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理の支援を行います。	社会福祉協議会

基本施策 1 1

生活困窮者自立支援対策の推進

①情報提供・相談窓口の充実

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
生活困窮者自立支援制度の周知	ホームページの掲載や窓口等へのチラシの設置、民生委員・児童委員から該当者へチラシの手渡しを行うなど、制度の周知を図ります。	福祉総務課 社会福祉協議会
支援ネットワークの構築	庁内関係各課や支援団体等と連携を図り、適切に相談窓口につながる仕組みづくりを行います。	福祉総務課 社会福祉協議会

②生活困窮者への支援の充実

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
家計改善支援事業	対象者の状況に応じ、家計支援計画を作成し、同計画に基づき支援を行います。なお、支援を行うに当たり、生活困窮者の自立支援計画を作成機関と十分に調整を行い、支援の方法や方向性等を適宜共有し、連携を図ります。	福祉総務課
子どもの学習支援事業	生活困窮世帯の児童に対し、学習習慣や規則正しい生活習慣を確立するため、学習支援や日常生活の悩み、進学についての助言を行います。	こども支援課
就労準備支援事業	単に就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけでなく、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の複合的な理由により直ちに就労することが困難な方を対象に、段階的な支援を行います。一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援します。	福祉総務課

取組又は事業	概要	担当部署等
住居確保給付金の支給	離職等により収入が減少し、住居喪失又はそのおそれがあり、一定の要件を満たす生活困窮者に対して、住まいの確保を目的とした給付金を支給します。	福祉総務課
小・中学校就学援助事業	経済的理由によって、就学が困難な保護者に対して、学校用品費等を援助することで、義務教育の円滑な実施を図ります。	教育総務課
歳末助け合い募金の活用	歳末助け合い募金の配分金を、支援を必要としている生活困窮世帯（生活保護世帯を除く）に対して、見舞金や支援物資の財源として活用します。	社会福祉協議会

基本施策 1 2

権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画）

①成年後見制度の利用促進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
<p>成年後見</p> <p>成年後見制度利用促進事業</p>	<p>認知症高齢者などの増加により、成年後見制度利用の必要性が高まっており、広報おむらやホームページの活用、講座の開催などにより成年後見制度や相談窓口を広く周知するとともに、適切に必要な支援につなげる地域連携ネットワークの構築を進めるため、関係機関と連携を図ります。</p> <p>また、成年後見制度利用促進協議会において、利用促進方法等の検討を継続するとともに、地域連携ネットワークの中心的な役割を担う中核機関についても協議を行い、よりよい運営に努めます。</p>	<p>長寿介護課 (地域包括支援センター)</p> <p>障がい福祉課</p>
<p>成年後見</p> <p>成年後見制度利用支援事業</p>	<p>成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、本人や親族が申立てを行うのが難しい場合などに市長申立を行うほか、経済的な理由により制度の利用が困難な方に対し、申立て費用等を支援します。</p>	<p>長寿介護課 (地域包括支援センター)</p> <p>障がい福祉課</p>
<p>法人後見事業</p>	<p>社会福祉協議会が成年後見人等となり、成年被後見人等の意思を尊重した支援を行います。また、地域住民や福祉・法律の関係団体と連携して、個々の対象者ごとに見守りネットワークを構築します。</p>	<p>社会福祉協議会</p>

②権利擁護の推進

【主な取組】

取組又は事業	概要	担当部署等
<p>成年後見</p> <p>高齢者等の総合相談支援事業及び権利擁護事業</p>	<p>高齢者等からの様々な相談に対応し、地域における保健・医療・福祉サービス等の制度の利用につなげる支援を行います。</p>	<p>長寿介護課 (地域包括支援センター) 障がい福祉課</p>
<p>障がい者虐待防止対策支援事業</p>	<p>「障害者虐待防止センター」において、障がい者虐待に関する通報、届出の受理、障がい者及び擁護者に対する相談、支援等を行います。また、障がい者虐待防止に係る広報啓発活動を行います。</p>	<p>障がい福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>児童虐待防止推進啓発</p>	<p>児童虐待防止推進の啓発のため、関係機関や保護者などを対象に講演会等を行います。</p>	<p>こども家庭課</p>
<p>要保護児童対策の強化</p>	<p>乳児家庭の全戸訪問やこどもセンター等での相談により、保護者が子育ての不安や悩みを相談しやすい体制を作り、児童虐待の未然防止を図ります。また、相談員の研修の充実、関係機関との連携を強化し、要保護、要支援家庭の早期発見、早期対応に努めます。</p>	<p>こども家庭課</p>



大村市
マスコットキャラクター
おむらんちゃん



大村市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
あいゆん

【大村市地域福祉計画】

大村市役所 福祉保健部 福祉総務課

〒856-8686 長崎県大村市玖島1丁目25番地

Tel.(0957)53-4111 FAX(0957)52-6930

Mail fukushi@city.omura.nagasaki.jp

HP <https://www.city.omura.nagasaki.jp/>

おおむら支え合いプラン

🔍 検索

Click!



【大村市地域福祉活動計画】

社会福祉法人 大村市社会福祉協議会

〒856-0832 長崎県大村市本町458番地2

大村市中心市街地複合ビル(プラットおおむら)3階

Tel.(0957)53-1351 FAX(0957)54-1365

Mail honbu@omura-shakyo.net

HP <https://www.omura-shakyo.net/>

